

決算審査特別委員会報告書

(令和2年度串本町会計分)

決算審査特別委員会審査の経過及び結果について、概要をご報告申し上げます。

本委員会は、令和3年第3回定例会の9月8日(水)に構成委員6名で設置され、同定例会に提案された、議案第94号 令和2年度串本町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第109号 令和2年度串本町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの16件の一般会計・特別会計・事業会計歳入歳出決算の認定について、閉会中の継続審査として付託されたものであります。

委員会は、令和3年10月13日から20日までのうち、18日と休日等を除く5日間開催し慎重に審査を行いました。

15日(金)の一般会計歳入及び財産に関する調書に関する質疑を終了し、19日にすべての会計の審査を終了いたしました。

総括質疑として最終日20日、午前9時30分から田嶋町長に出席していただき、約1時間かけて各委員から質疑を行いました。また、各会計の採決につきましては、町長の総括質疑終了後に行い、すべての会計について審査を終了いたしました。

次に、詳細について、報告いたします。

まず、最初に田嶋町長からのあいさつの後、中道代表監査委員に決算監査の経過と結果について、報告を求め下記内容の報告を受けました。

【一般会計・特別会計】

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和2年度串本町一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を審査した。

総論として、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況調は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は誤りなく表示されていると認められた。

なお、予算執行の状況については、概ね適正に処理されており、不要額の予測が困難な事業以外の減額補正等の措置も適切に講じられていた。

歳入においては、町税をはじめとする自主財源の確保は最重要な課題であるが、新型コロナウイルスによる影響が少なからずあり、入湯税の減少や固定資産税の徴収猶予等の施策による徴収率低下等、避けられない減少傾向があったと思われる。しかしながら固定資産税以外の税目の決算内容を見ると収入未済額についても減少傾向にあり、近年の受益と公平性の確保に向けた継続的な取組みの成果として一定の評価をするところである。また、ふるさと応援寄付金については、聴取により、インターネットの納税サイトを増やすなどの施策により増加傾向にあることが確認出来た。令和3年度以降も創意工夫による増収に向けた取り組みに期待するところである。

令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染症対策事業や新庁舎建設事業等により前年度より予算規模は大きくなっていましたが、聴取により、各課の適正な管理運営による予算執行を確認することが出来た。

令和 3 年 7 月からは、新庁舎での業務も開始している。本庁舎、分庁舎、保健センター等、物理的に分かれていた部署が 1 か所にまとまったメリットを活かせるようこの機会に事務事業を精査し、住民サービスを低下させることなく効率的な行財政運営の推進に努められたい。

また、令和元年度末から世界中で感染が急拡大した新型コロナ感染症は未だ収束の見通しが立たない状況が続いており、令和 3 年度以降の町の行財政にどのような影響が現れるのか非常に不透明で予測も難しい状況である。このような状況の中、感染防止対策と経済活動の両立は困難な道かと思うが、自治体は重要な役割を担っているので、今後とも町民への適切かつ迅速な支援をお願いしたい。

さらに今後は、IT を活用したオンライン行政がすう勢となってきました。時代に合わせて変化を重ねながらも、町民の個人情報保護に努め、将来を展望した町政運営が行われ、健全財政の維持が図られることを切に要望する。

【病院事業会計】

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、審査に付された令和 2 年度串本町病院事業会計決算を審査した結果、決算書帳簿並びに証書類は整備され、財務諸表、決算附属書類は適正に表示されており、計数は正確であると認められた。

総論として、令和 2 年度の患者の利用状況を前年度と比較すると、くしもと町立病院の入院延べ患者数は 1,714 人減少して 31,618 人、外来延べ患者数も 5,937 人減少して 50,052 人となった。診療単価の向上により入院収益は増加したが、外来収益は減少し、医業収益は前年度より 1.7%減の 1,553,427,389 円となった。医業外収益は、新型コロナウイルス感染症対策に係る国県補助金が交付されたことから、前年度より 19.0%増の 546,867,781 円となり、事業収益全体では前年度より 2.9%増の 2,100,295,170 円となっている。また、事業費用では、給与費が 0.9%減の 1,133,725,581 円、材料費が 2.6%減の 265,103,553 円、経費が 4.0%減の 375,223,376 円となったことなどから事業費用全体では 1.2%減の 2,022,953,551 円となっている。

本年度の決算では、入院収益、国県補助金の増加に加え、材料費、経費等の費用が減少したことから、純損益は大きく改善され、新病院開院後初となる黒字決算となった。前年度末残高が 100,000,000 円であった一時借入金 は 解消され、地方財政の健全化に関する法律により算定する資金不足比率は 8.6%減少して 6.0%、資金不足額は 138,093,016 円減少して 94,207,512 円となっており、当該資金不足を解消するため経営健全化計画に基づいて、引き続き収益の確保と経費の削減に向けた取り組みを積極的に進められたい。

【水道事業会計】

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、審査に付された令和 2 年度串本町水道事業特別会計決算を審査した結果、決算書帳簿並びに証書類は整備され、財務諸表、

決算附属書類は適正に表示されており、計数は正確であると認められた。

総論として、収入未済額を増やさない継続的な取組みにより、徴収率も 99%以上と高い水準を維持している。しかしながら、本年度は新型コロナウイルスの影響による事業所の使用料減少が主な要因となり、給水収益は前年度と比較して約 2.31%の減額となっている。

今後も人口減少による収入減や起債償還金等により、事業経営は厳しい状況が続くことが見込まれるが、良質な水道水の提供を維持し経費削減や徴収率向上を目指した経営努力により、極力水道料金を値上げするなどの住民負担を解決策としないよう配慮されたい。

【財政健全化判断比率及び資金不足比率について】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令に準拠されて作成されているか、また、計数の誤りがないかに主眼を置き、提出書類との照合・確認、関係課からの説明聴取により審査を行った。

財政健全化判断比率及び資金不足比率の算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

総論として、健全化判断比率については、実質公債費比率において、0.7 ポイント悪化している。将来負担比率については、地方債現在高の増加により 15.7 ポイント悪化している。

いずれの比率も早期健全化基準を下回っているものの、こども園、新庁舎、統合小学校建設などの 3 連動地震や南海トラフ巨大地震に備えた公共施設の高台への移転事業による公債費の上昇が予想され同比率の悪化が憂慮される。事業の実施にあたっては、国や県の補助制度を積極的に活用するとともに、緊急性や必要性を勘案し事業を精査することで地方債の発行額を抑えるなど、公債費の抑制に努めていただきたい。

資金不足比率については、病院事業会計において、前年度から引き続き資金不足が発生している。経営健全化基準を下回っているものの、改革プランに沿った経営改善を進めることで、早急な資金不足解消に取り組んでいただきたい。

他の特別会計については、資金不足が発生していないものの、老朽化した施設の更新等により経営の圧迫が憂慮されることから、より一層の業務の効率化に取り組んでいただきたい。

以上、監査委員からの報告があり、それに対する特段の質疑はなく終了いたしました。

○ 議案第 94 号 令和 2 年度 申本町一般会計歳入歳出決算の審査について、歳出から報告いたします。

1 款「議会費」の審査については、特段の質疑もなく審査を終了いたしました。

続いて、2款「総務費」の審査を行いました。

質◇ 67ページの下段にありますコミュニティバスの運行委託料ですけれども、今年度区画を増やしたりですとか、運行も増便されてますんで、これは今年度増額方向かというところを教えてください。

答◇ コミュニティバスの運行委託料についてでありますけれども、確かに令和2年度につきましては、この決算となっております。

庁舎の移転に伴いまして路線の見直し等を大幅に行いました。それによって今まで走っていない箇所を走ることになりますので、当然その分の燃料代またはバスのいろんな整備に係る経費も増えるということで、委託事業者のほうにそういった見積もりを出していただきまして、必要な経費部分はその分上乗せした形で予算は計上しておりますので、その点ご安心いただきたいと思います。

質◇ 71ページの上段、公平委員会経費とありますが、公平委員会とはどういうことか教えてください。

答◇ 公平委員会についてご質問いただきました。公平委員会につきましては、職員の待遇、給与面であったりとかその他の待遇について不服がある場合に職員が申立てを行えるところとなっております。以前は新宮・東牟婁郡内で事務局を持ち回りしておったんですけれども、その事務について和歌山県の人事委員会へ現在は委託して行っております。

質◇ 建設課の地籍調査の部分ですけれども、先ほど27.46%という数字を出していただきましたけれども、この工事とたしか地籍調査をするようにという形のは、国から何かあったんでしたっけ、それを全部きちっと、100%といいますか、その終了予定がいつぐらいかというところを教えてください。

答◇ 地籍調査の関係でございます。地籍調査は、基本的には10年計画ということで進めております。今までは、すさみ串本道路であったり、串本太地道路であったりといった大型公共事業を中心としたものを先行させるためにやってまいりました。また引き続き公共事業の歩道整備であったり、それと並行して津波浸水区域といったものを主に進めていこうと考えております。現在のペースでいったら、大体50年ぐらいはかかるのかなというところでございます。

質◇ 資料のほうなんですけれども、総務課の資料2ページ、3ページの部分で、職員の方の年齢別の令和2年、令和3年というところを出していただいておりますけれども、令和3年の部分で11名の方が減っている形になっております。減っていることで業務に影響は出ていないのかということと、中途採用は考えてないか。というのも、役場の職員というのは、串本に関しては僕は割と職業といいますか雇用という面

でも重要だと思っていますので、そういった正規職員の中途採用は考えていらっ
しゃらないのかというのを教えてください。

答◇ 資料のほうでのご質問です。2ページ、3ページの年齢別職員数を比較したと
ころ、今年度11名ほど減っているのですが業務に支障は出ていないかというところなん
ですけれども、今のところは業務に支障が出ているということはありません。た
だし、当然職員が少なくなっておりますので、それを残った職員で業務を分担し
ながらやるということになりますから、負担については若干昨年度よりも増して
ある課も中にはあると思います。そういった部分につきましては、来年度の採用
の予定の中に組み込んだ上で、できるだけ職員の負担を解消していきたいなと考
えております。

それとまた同じように中途採用の検討はしていないのかというところなんです
けれども、今現在のところは中途採用という検討はしてございません。できるだ
け新規採用といいますか、新卒者の採用といったところに合わせて補充できてい
ければなどは考えております。

質◇ 資料の12ページの2. ラスパイレス指数のことなんですけれども、以前から気にな
っていたんですけども、串本町はやはり全国の類似団体から見てもかなり低いん
ではないかと思っています。これに関して今後、手当を増やすというよりもベア
アップのことは考えてらっしゃらないのか教えてください。

答◇ ラスパイレス指数が低いんで、今後ベアアップ等は考えていないのかという点
であります。委員のご指摘のように、ラスパイレス指数については年々低くなっ
ております。国との給与の比較で、このラスパイレス指数が決定されてまいりま
す。詳しくその理由は調べてないんですけども、例えば隣の古座川町はかなり
ラスパイレス指数が高いんです。これは何年か前に高齢の職員さんが退職されま
して、若い職員が管理職に上がっているというようなことで、給料表の位置づけ
が上がって、その若い年齢の職員さんの給料が高いというところでラスパイレス
指数全体を押し上げているというようなところがあります。

ラスパイレス指数は職員の給与を見る一つの要因ではあるんですけども、そ
れを上げたからといって、なかなか全体の職員の待遇がよくなっているのかどう
かというところは一概には言えない部分もありますので。ここらについては、ど
のようにするのか。当然ラスパイレス指数は今、ホームページ等で公開しており
ます。ですので、誰でも見ていただけるような状況になっておりますので、今の
若い方でしたら、例えば公務員の採用試験を受けようと考えられている方につい
ては、そういったところで職員給与の比較をされているような方も中にはおられ
るのではないのかなと思いますので、またそこらは研究していきたいなと思いま
す。

質◇ 13ページ下の職員の退職状況ですね、本年度に至っては普通で3名の方が退職
されていて、35.3歳ということですので若いんですけども、その辞められた理由とい
うのはちゃんと把握されているのか、教えてください。

答◇ 退職状況ですけれども、令和3年度で3名の普通退職ということになっております。こちらにつきましては病院の職員さんです。看護師や医療の技術職でありまして、その方の退職理由については私どものほうでは把握はしておりません。

質◇ 先ほど言わせていただきましたIターン・Uターンの部分で、帰ってきたいけども働くところがないというところの、やっぱり役場の職員という安心感もあるでしょうし、帰ってきやすいなというところにもつながると思うんで、ぜひともラスパイレス指数を上げるとともに、雇用の拡大という意味でも役場のほうも考えていただければと思います。

答◇ 今、Iターン・Uターンというお話がありました。先ほど中途採用というのは検討しておりませんというご回答をさせていただいたんですけれども、中途採用にはならないんですけれども、職員採用の募集条件としては一般職で30歳まで、資格を必要とする職員については年齢要件を35歳とか40歳といったところまで引き上げた中で職員の募集をさせていただいておりますので。

採用は4月1日からになるんですけれども、そういったところを見ていただいてIターンやUターンというようなことも可能かなとは考えております。

質◇ 75ページの地籍調査について。37.46%という数字が気になったので1点。10か年計画で進んでいるということなんですけども、田原地区はこれからロケットの打ち上げが始まってまいります。

ロケットの打ち上げが始まりますと、田原の地籍調査は今後の話としてやりにくくなるんじゃないかなと。10か年計画の中にロケットの打ち上げとの兼ね合いをきっちり盛り込んでいく必要があるのではないかとというところで、今後の地籍調査、田原地区についてロケットとの関係の在り方を質問いたします。

答◇ 田原地区のロケットの射場につきましては、今後立入りができないということで昨年度に現地調査を行っております。したがって、今年で2年目ということで地籍簿の作成といった2年目工程を進めておりますので、その点は考えて地籍調査を行っております。

質◇ 59ページの1目13節、有料道路の通行料なんですけど、各課全てにまたがるかと思うんですけども、これの現状、どういうふうな使い方をしているのか教えてくださいたいと思います。

答◇ 有料道路通行料の使い方ということです。こちらにつきましては、各課にETCカードを配布しまして、出張等の際に高速道路とか有料道路を使ったときに、ETCカードを使って通行していきまして、その後に請求していただいて各課で支払っているものであります。ですので、各課にわたって有料道路の通行料が計上されているかと思っております。

質◇ ETCなんですけどね、要するに、私も消防でいたときには、海南で下車して節約をずっとしていたんですけども。今は昔の出張と違って、ここへ一旦8時半までに出勤して、その時間に合わせて10時ごろに和歌山とかへ行くんですけども、

それから帰ってきてまた仕事するとなっています。そして旅費も節約とかというのも当然E T Cで分かるし、J Rを使うよりも2人で行くほうが安いと思うんですけども。

そういう職員の負担というのかな、当然行く前も仕事をして帰ってきてからも仕事をして、それでかつ海南から下道を走ってずうっと行くと。だから疲労度とか事故のする確率とかを考えたら、できるだけ直近まで乗って行ったらどうかなと思います。なぜそんなことを言うかと、今、消防学校がへんぴなとこへ、加太のほうへ出来たもんで結構延長ということで乗って行っているらしいんで、それも各課同じような対応で直近まで、一番近いとこで降りれるようなシステムで予算取りもしてほしいなと思うんです。そういうことで、ここを質問させていただきました。

答◇ 委員のご指摘のように、高速道路を使う際にはなるべく費用を抑えるようにということで、かなり前やったと思うんですけど、できるだけ和歌山出張であっても海南で降りてというような方針でさせていただいております。一般職とか、例えば会議の時間にもよるんですけども、お昼からの会議とかであれば余裕を持った出発時間で行けば、海南で降りてでもそんなに支障はないのかなと。特に私ども事務方ですと、会議は県庁であったりとか自治会館でありますので、和歌山で降りて行くのも海南で降りて行くのもそんなに時間的にも変わりませんし、できるだけそういった対応というのも、やはり経費の節減というところでは必要なかなと思いますけれども。

委員のご指摘のような、例えば降りてからかなり遠いところということになりますと、やはり負担も考えられますので、そこは適宜、ケース・バイ・ケースで考えていくことができるのではないかなとは考えます。

質◇ 確かに今、和歌山南インターができています、E T C専用のとこなんですけども。その辺も活用して、できるだけ。やはり下を走るということは事故のリスクも高くなります。旅費の節約は当然分かるんですけども、J Rで2人乗って行くことを思うたら車で行ったらすごく安くなって抑えられたあると思うんですけども、その辺も加味して今後対応してもらいたいと思うんですけど。副町長、どういう見解がありますか。

副町長答◇ 値段的にもよりますけども、和歌山南インターは私が課長をしていたときはなかったんで、そこだったらそんなに料金変わらないかなと思いますし、回数にもよりますけれども1回調べて、来年度予算には反映できるようにしていきたいと思います。

質◇ 61ページ、財政管理経費のところの12節委託料なんですけど、地方公会計財務処理作成支援業務委託料と下の委託料があるんですけども、これはどういうもんか説明してほしいなと思います。

答◇ 財政管理経費におけます地方公会計財務処理作成支援業務委託料、またその下の公会計システム保守委託料についてでございますけども、これにつきましては、新地方公会計制度というのがありまして、連結対象団体の決算書を公会計制度の

様式に組み替えるという作業が、ちょっと分かりにくいかと思うんですけども、必要になってきます。連結財務四表の作成であったりとか附属明細書の作成が必要になってくるんですけども、そういった一連の業務を会計事務所に委託している、その業務でございます。

質◇ 63ページの、ここも12節委託料なんですけども、公共施設等の個別施設計画策定業務委託料、どんなもんなのかというのも説明よろしくお願いいたします。

答◇ 公共施設等個別施設計画策定業務委託料467万5,000円です。こちらにつきましては、令和2年度までに策定が義務化されておまして、平成28年3月に公共施設等総合管理計画というのを既に策定しております。その計画に基づいて施設ごとの具体的な方針を定める計画となっております、この計画の中に、行政系施設34施設、町民文化系施設45施設、スポーツ・レクリエーション系施設14施設などの町有施設、合計179施設について今後の維持管理等についてどうしていくかというのを個別に定めた計画となっております。

質◇ 67ページの18節、サンゴの湯の割引なんですけど利用者助成金とあるんですけども、対象とかその辺を教えてくださいと思います。

答◇ サンゴの湯割引入浴者利用料助成金についてでありますけど、これにつきましては、サンゴの湯は公衆浴場ということで地元の方の利用もかなりいただいております。そんな中で70歳以上の方につきましては、通常500円の入浴料を半額の250円にしております。そして障がい者であったり生活保護を受けられている方につきましては、通常500円のところを150円にしているということで、この割引いた分について事業者のほうにこの分を助成しているということであります、この分は町の負担で見ているということであります。

質◇ 69ページの7節報償費、串本町ふるさとのまちづくり応援寄附金なんですけど、現在の状況というのかな、ふるさと納税かなと思うんです。何%ぐらいの返礼をしているのかなとかいうのも教えてくださいと思います。

答◇ 串本町ふるさとのまちづくり応援寄附金についてでございます。まず寄附金の状況ですけども、令和2年度におきましては寄附金額が6,401万9,000円ございました。一番ピークが平成29年、平成30年でございます。これはモンベルのポイントバウチャーが使えたときでありますけども、この2年間で7億円余りがあったということですけど、その前の平成28年におきましては3,197万円ということで。なぜ、このようなことになったのかというと、皆さんもご存じのように、ふるさと納税の制度の見直しが行われました。そんな中で令和元年度にそれぞれの市町で、かなり落ち込んだような状況でありました。

串本町におきまして、平成28年度当時の3,000万円ぐらいまで落ちるだろうと見込んでおったんですけども、サイトを増やしたりとかいろんな努力をすることによって、令和元年度で4,838万7,000円ということであったわけです。さら

にサイト数を増やす、あるいは返礼品を増やすということで6,400万円ぐらいまでもっていったわけなんですけども、当然これで満足はしておりません。

財政運営をしていく上で、なかなか歳出のほうを切っていくことにも限界を感じてきておりますので、ならば何とか歳入を増やす方法がないかということで、こちらのほうにも力を入れておりまして、今年度から委託業者をJTBから株式会社じゃばらいず北山に変えました。最終決算を打ってみないと分かりませんが、今の状況だと例年の4~5倍ペースで入ってきています。だから、かなり期待できるというふうに考えておるところでありますけども。

先ほど委員から返礼率の話が出ましたけども、以前は返礼率は5割でありました。その中で送料であったり委託料といった経費等を引いて、3割ぐらいが町のほうに残っていたと、歳入に入っていたということでございますけども、今回制度の改正により返礼率が3割となりました。その中で委託料、送料等含めて5割ぐらいが町に残ってくるということでありますので。とにかく、このふるさと納税を増やすということに今努力をしておりますので、その辺の様子をぜひ見ていただきたいなと考えております。

質◇ 73ページの10目12節委託料の草刈りなんですけど、これは総務課管轄でかなり多いと思うんですけど。たぶん総務課ですよ。これは、いつも職員とかで刈っているのを見るんですけど、今回はこの予算で執行したと思うんですけども、こんなんでも足りるのかなと一つ疑問に思いました。

答◇ 草刈り委託料で26万7,300円の質問であります。こちらの草刈りにつきましては、上野山の防災広場などの防災関係の土地とかの草刈り委託料を計上させていただいております。そのほか草刈り委託料につきましては、普通財産であったりとか住宅であったりとか、それぞれの費目で草刈りの業務として上げさせていただいております。委員のご指摘のように、最近そういった草刈り、例えば以前でしたら住民の方がボランティアでやっていた部分とかもあったんですけども、高齢化等に伴いましてなかなかできないようなことも多くなってきておりますので、役場で対応しなければならないという案件が結構増えてきております。そういったことで委託料であったりとか、例えば職員が行って刈ったりというようなことが増えてきているのが現状であります。

質◇ 75ページの田並地区の地域防災拠点施設の整備事業なんですけど、これは実際活動しているというか、できているのか。防災拠点施設というのはどういうものか、説明をお願いいたします。

答◇ 田並地区防災拠点施設につきましては、延べ床面積が188.33平米、56.97坪の施設になります。和室3部屋、ユニットバス、キッチン、多目的トイレ、倉庫等を有する施設になっておりまして、災害時の避難していただけるような施設になっております。今現在もこの工事は続いておりまして、年明けに施設の引き受けができると今現在聞いております。

質◇ 97ページの1目12節委託料のところで、戸籍システムの改修委託料とあるんですけど、結構金額も多いんですけども、この辺説明をよろしく願いいたします。

答◇ 戸籍システム改修委託料、それから住民基本台帳システム改修委託料でございます。こちらの金額が大きいということだったんですけども、この件につきましては、国のほうから戸籍の附票システム、それから住基のシステムにそれぞれマイナンバーが活用できるために番号入力するというものでございまして、これについては法務省、それから総務省から100%の補助をもらっております。

質◇ 監査委員が冒頭に実質公債費比率とか将来負担比率についての見解を述べていただいていたんですけども、一つ収益部分の中で経常収支比率等が、資料の中で16ページに、企画課のほうについておりまして、それが平成27年度分から見たら87.5、90、90.8、91.9、94、93.3という形の経常収支比率がなっているんですけども、この辺の部分に関して予算の関係とか硬直とか柔軟性とかということが表れるということになっているんですけども。一つの基準としては、町の財政規模等によってどのぐらいの部分が適正なのかということが一つの指標であると思うんですけども、その辺の見解と。

それと、隣接の町のデータをお持ちになっているのかということと、それと今後3年か、その程度の部分の中で収支比率のシミュレーションみたいなものを持っておられるのか等々をお伺いしたいと思います。

答◇ 資料16ページの経常収支比率の状況ということでございますけども、確かに年度ごとでかなりどかすかというか、差がございます。基本的に経常的経費につきましてはそれほど変わらないと思うんですけども、やはり投資的経費、普通建設事業費であったり災害復旧事業費で、かなりこの辺りの数字が大きく左右されるのかなと思っております。

どのぐらいの規模が串本町にとって適切なのかということでもありますけど、令和2年度につきましては、新型コロナウイルスの感染症対策、国からの交付金であったり、そういった事業費があるので過去最大の年間予算にはなっていたかと思っておりますけども、通常、串本町レベルの人口規模でございましたら、大体100億円前後ぐらいの年間予算が適正なというか、標準的な予算規模になるのかなと思っております。

近隣の市町というか似た市町につきましても、そのぐらいの予算規模になってございます。ちょっと気になったのが、よく議会の場でも那智勝浦町に比べて串本町は、なぜこのように予算規模が大きくなっているんだというお話も伺ったんですけど、その辺りのシミュレーションもしてみました。

人件費といった経常的経費につきましてはそれほど変わりはないんですけども、やはり明らかに投資的経費、普通建設事業費が串本町は大きいということでございますので、その辺りこれから抑制していく必要があるのかなとは思っております。ただ、認定こども園また統合小学校、これからのいろんな大型事業等も控えておりますので、その辺りは締めるところは締めつつも、やるべきところはしっかり

りとやっていくというふうな張り張りのついた予算編成が必要なのかなと思っています。
いるところであります。

先ほども、ふるさと納税のときにお話しさせていただきましたように、どうしても必要なものは必要で、そこにメスを入れる、削減しに行くということになれば、当然行政サービスの低下等にもつながっていきますので、そういうことのないように、増やせるところは増やしていくようなといった意識の変換というか、そういった取組にも力を入れて健全な財政運営をしていきたいなと思っています。

質◇ 79ページのクラウドシステムがよく出てきますんで、このクラウドシステムの成果を教えてください。

答◇ 基幹系クラウドシステムの使用料についてでございますけども。まず横文字であれなんですけども、OS Windowsアップデートを行うためにWSUSシステムを構築している、これを利用するために地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に支払う利用料であります。

これまでは各市町がある事業者に運営委託という形で高額な委託料を支払っていたんですけども、今、和歌山県下では14の町村が連携して、そういうシステムを構築しておりますんで、当然14の市町村でそれぞれ分担するという事の中で経費はかなり抑えられているということでご理解いただきたいと思っております。

質◇ 93ページのLGWAN ASP方式サービス利用料。勉強不足ですみません、これどういう意味か教えてください。

答◇ LGWAN ASP方式サービス利用料ですが、総合行政ネットワークによる電子申告のためのeLTXの使用料ということでございます。

以上、2款「総務費」の審査を終了いたしました。

続いて、3款「民生費」の審査を行いました。

質◇ 107 ページ、老人福祉費の関係なんですけども、寝たきり老人への扶養手当が載っております。311万5,000円ということなんですけども、この金額は人数を含めて増加傾向にあるのかな、ないのかなという、その辺分かれば説明願いたい。もしくは去年との比較だけでも結構です。傾向が分かれば一番ありがたいんですけども、この金額は上がってきているのかな。人数も含めてお願いします。

答◇ 老人福祉経費、寝たきり老人扶養手当の質問でございます。内訳につきましては、月額5,000円の支給で対象者は66名でありました。支給対象は特に要介護4から5の寝たきり老人ということで、どちらかといえば重たい方でありまして、そんなに急に増えたり減ったりすることはないのかなと思っています。

質◇ 109 ページに老人福祉施設の入所経費があります。この金額につきましても、

我が町は 12 名の入所措置町負担金というふうに説明があったんですけども、この金額、人数を含めて増えてきているのか、どういうふうになってきているのか、分かれば最低でも去年の比較との説明を求めたいと思います。

答◇ 老人福祉施設の入所経費でありますけれども、まず南紀園につきましては特養のほうは現在14名が入っております。それから養護老人ホームについては現在1名。それからその下、白浜町の特養の百々千園については現在3名であります。それから養護老人ホーム椿園につきましては現在8名入っております。老人福祉施設入所措置町負担は、先ほど申し上げましたように、現在入っている入所者と新規利用者分を合わせて一旦負担金を振り込むことになっております。予算計上時には、その新規分も合わせて12名でありましたので、実績の結果は10名であります。

質◇ 119ページの学童保育事業の件なんですけども、資料のほうへ学童の人数を書いてくれているんですけども、潮岬学童が思いのほか少ないなあとというところ、この分析をしていたら教えてください。

答◇ 学童保育所です。潮岬学童が18名となっているんですけども、今、潮岬にある学童保育所というのは定員が20名しか入れません。潮岬の学校の児童全員が入所できないので、1年生のみ潮岬学童でお預かりしております。2年生以降につきましては、出雲学童保育所、出雲小学校の一部をお借りしてやっているんですが、そちらのほうへバスで通所しております。

質◇ 131ページの広域保育事業534万円ですけども、これが資料でいくと町外の方が7名いらっしゃるんですね。1人頭大体ざっくり75万円ぐらいの金額かなと思うんですが、この資料でいくと、くしもとこども園と上野山、潮岬、町外からも来られているという形で書いていますけども、この広域保育事業は、こういったシステムでそんな形になっているのかをお教えいただければと思います。

答◇ 広域保育のシステムなんですけども、例えば串本町内の子どもさんが町外の園に行きたいという申入れがあったときに、例えば那智勝浦町の園に行く場合は、那智勝浦町のほうから委託料を頂いております。園児、何歳児かによるんですけど公定価格というのがありまして、何歳の子どもを保育するために幾らと決まった額があるんですけども、それを計算した部分を串本町から那智勝浦町に行く場合は、串本町から那智勝浦町にお支払いしますし、逆に町外からうちの園に来られる場合は、住所がある町から串本町のほうに委託料を頂くという形になっております。

質◇ それは、法律か何かで決まったあるんですか。

答◇ 広域保育事業は、制度として法的にきちんと定められた条文というのはいないんですけども、平成9年に改正された児童福祉法第56条の6において、地方公共団体は、保育の利用等並びにその他の福祉の保障が適切に行われるように、相互に連絡及び調整を図らなければならない、とうたわれております。

厚生労働省からは、この改正を受けまして、平成9年の9月に、広域入所の需要に対して的確に対応できるよう体制整備に努めること、という通達が来ております。

都会とかで、多くの待機児童を抱えている園とかでは、他市町村からの受入れというのは不可能な場合もありまして、全ての市町村が可能であるというわけではないと思われまして、串本町においては、この広域入所に当たって委託また受託する市町村とあらかじめ利用の協定書を締結いたしまして、広域保育を実施している状況です。

質◇ 学童の中身なんですけど、僕もざっくりとは分かるんですけども、放課後、学校が終わってから児童たちが学童の場所に行って、どういったことをやっているのかということ、何時まで見てもらっているのか分かれば教えてください。

答◇ 串本町の学童保育所は基本的に2か所、上野山こども園と串本学童保育所運営委員会に委託をしております。保育の内容というのはそれぞれ委託先にお任せしている状況なんですけれども、まず基本的に安全に保護者の方が迎えに来られるまで過ごすということと、学童によったら宿題をやらせたりとか、あとは子どもたちが自由に、安全確保しながら、ちゃんと見守りながら安全に時間を過ごすということをしていただいております。

開設時間ですね。平日は学校が終わってから大体6時半、最長で7時までお預かりをしております。夏休みとかの長期休暇中は朝8時から夕方までお預かりをしております。

質◇ 113ページ、隣保館のデイサービス事業なんですけど、これは今年からの事業なんですかということのを聞いたかったのと、和深から田子の間を社協に委託したと先ほど聞いたんですけども、これはどれぐらいの利用客があって、どういうふうな現状なのか、もうちょっと教えてほしいなと思います。

答◇ 隣保館デイサービス事業についてであります。まず新規なのか、いつから委託しているのかということでございますけれども、これはもう従前から委託している事業であります。

説明申し上げましたように、対象者は田子から和深地区の年齢65歳以上の元気老人であります。内容といたしましては、日常生活訓練や創作・軽作業、その他レクリエーション等もありまして、お昼には社協による調理された給食が提供されております。委託料につきましては、月額22万8,000円ということで、定員15名で予定をしております、15名に満たない場合はそれに応じて委託金額が下がるという内容でございます。

質◇ 121ページの病児保育の事業なんですけど、たぶん病院のほうだと思うんですけど、分かる範囲でいいんで、現状と、これは皆さん周知したあるんやろうかと

というのがふだんから疑問に思っていたところなんで、その辺。せっかくくしもと町立病院で始めた事業なんで、その辺の現状をお聞きしたいなと思います。

答◇ 病児保育事業です。最初、開所した当時はなかなか利用してくれる方も少なく、できるだけ使いやすい方法で使えるように改善はしてきました。周知は広報でもやっていますし、各こども園とかにはポスターみたいなのを貼らせていただいて、こういう事業をやっていますよということは周知をさせていただいています。広報も、当初は前日までに予約してくださいということにしていたんですが、今は当日、例えば朝急に熱を出して、どうしても今日は仕事を休めないという場合は、くしもと町立病院の小児科を朝受診していただいて、医師から利用可能ですという紹介をいただければ、そのまま病児保育室でお預かりするというふうに、使いやすい方法で改善していった、その内容も去年また広報等で周知をさせていただいております。だんだん利用者も増えてきている状態やと思うんですけど。

質◇ 123ページの18節の一番下に、27節から流用が40万円と10節から流用が32万1,000円と書いてあるんですけど。聞き漏らしたんかも分からんのやけど、これを教えてほしいのと、目の流用なんで、何で予算できんかったんかなというのを疑問に思いました。

答◇ 40万円と31万円の流用です。流用先は上野山こども園の委託料になります。3月で予算のほう、委託料を全て払い終わって、減額をしてしまった後に上野山のほうから、栄養士の配置に関する委託料の請求が漏れていたという連絡がありまして、急遽補正予算対応できなくて、ある予算の中から流用させていただきました。

質◇ 133ページのこども園の新設事業なんですけど、僕らなかなかそっちへ入っていけることがないんで、現状の進捗だけ教えてもらえたらありがたいなと思います。

答◇ こども園の今の進捗状況です。工事は今、基礎のほうを掘って、この間は下はコンクリートを張った状況ができてきている状態です。順調には進んでいると聞いております。

以上、3款「民生費」の審査を終了いたしました。

続いて、4款「衛生費」の審査を行いました。

質◇ 145ページの町内無人駅トイレ管理経費で、資料では衛生費の4ページですけども、住民課管轄の有田駅と田子駅の部分やと思うんですけど、これは以前、僕も一般質問で言わせてもろうたんですけども、金額はそんなに大きくないと思うんですけど、もう必要かどうかというところも判断してもいいんじゃないかと僕は思

っています。それについて、ご意見を聞かせてください。

答◇ 町内無人駅トイレ管理経費 15万9,945円、これについては必要なかどうかということでございます。今、確かに有田につきましては、熊野の自然公園の関係で1つ国道沿いに造ってはございます。ただ駅のほうへもトイレが必要というようなことがございますので、有田は置いております。田子については、そういったトイレがございません。そのために田子のほうも必要と考えております。

質◇ 147ページのごみ収集処理経費、資料で4ページの下ですね。ごみ収集委託料に関して業者さんが6社載っていて、その委託料が違うんですけども、こういった基準でこの金額を決めているのかを教えてください。

答◇ 委託料で、ごみ収集委託料の基準なんですけれども、これについては回収するごみが違うわけなんですよね。重さによっても委託額が変わってきます。そして、それぞれに回収する地域とかございますので、その距離によっても委託料は変わってございます。

質◇ 資料9ページ、不法投棄一覧を書いていますけれども、悪徳業者1社なのか、答弁で何社かあったという話ですけども、できればA、B、Cでもよろしいんで、これがAでこれがBでと言うてもらえれば、それはどうでしょうか。

答◇ 不法投棄については捨てた人が全く分かりません。そのために14件あるんですけど、これが全て同じ人なのかそれとも14名とも違うのかということは、こちらでは把握できません。

質◇ 143ページの6目の12節と18節の火葬場なんですけど、これは資料を出してもらっている中で、うちの火葬した件数が286でよろしいんですよ。その中で、古座川町で火葬しているのが30件ということですよ。その委託負担金が219万3,000円、これは高いんか安いんか私には判断しがたいんですけども、その辺の見解を聞かせてほしいのと。もう一つ、古座川町の火葬場で30という数字から見たら、うちの今の施設がいつまでもつのかという見通しも、ある程度踏んだあると思うんですけども、その辺も聞かせてもらったらと思います。

答◇ まず火葬場のほうですね、古座川町斎場運営費負担金219万3,787円については、令和元年度の負担金を計算しているわけでございます。これについては串本が24体で古座川が44体、計68体でございます。これには内訳がございまして、運営費が、串本町は92万9,371円、それから建設費については126万4,416円で、計219万3,787円ということでございます。

建設費については交付金は含んでいないということで、古座川町と割り振りをしております。これについては以前も協定書を皆様にお配りしたはずなんですけれども、そのときにお話もしましたが、体数割で、古座川斎場の運営費を何体焼いたかということで割り振るといこととになってございます。

そして見通しにつきましては、串本の火葬場は78年たつてございます。それでいつ壊れるかというところが一番心配なんですけども、できるだけ串本地域の方につ

いては古座川で火葬するよりもやっぱり串本のほうがいいよということがございます。そのためにできるだけメンテナンスを行って、こちらのほうを運営していくという状況でございます。見通しについては、使える限り使っていきたいと。もしくは古座川町との話がきちんとまとまるかどうかを決定するまでは、きちんと使っていきたいと考えてございます。

質◇ 不法投棄のとこなんですけども、衛生費の9ページの資料ですよ、住民課の。そこで14項目の不法投棄なんですけど、僕ら見せてもらったら分かるんですけど、今の答弁だったら誰がどんだけというのが分からんけどもということやったんですけど、この場所とか地区を広報して出せんもんかなと。でないともったいなもん、せっかくの資料がありながら。こういう地区へこんな不法投棄がありますよ、ということを知ったほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

答◇ 不法投棄一覧でございます。これについては、広報で周知したらどうかということでございます。これについても検討していきたくと思いますが、ただこういった不法投棄されてあるところに関しましては監視カメラを取り付けてございます。2回同じ所へやられたら、やっぱり監視する側としても許せないことでございますので、そういったことのないように監視カメラを取り付けて、今、見張っているという現状でございます。

質◇ 火葬場なんですけど、確かにもつだけもちたい、メンテナンスしていくというのは本当にお金もかかると思うんですよ。今、課長が言うように、僕だけか分からんけど、自分が亡くなったときに自分とこで焼いてほしいという気もあるかも分からんし、僕はそうなので。だから先を見越していったら、自前で造っていかなあかんのと違うんかなという意見があります。いつまでどうなるか、向こうとの兼ね合いもあると思いますけども、これだけの火葬した体数を見たら、やっぱり地元で焼いてほしいという気持ちの表れやと思うんですね。だから、そういうふうなものは加味していかなあかんのじゃないかなと思います。

答◇ 火葬場の件ですけれども、検討委員会、私も7月から副町長になりまして初めて古座川町との契約内容を見させていただきました。内容を見る限りでは相当不利というたら悪いんですけども、人口的に見ると串本町のほうが焼く人数も多くなってくるということで、将来的に建設費も見なあかん。この12月議会にも、たぶん敷地の修繕費も串本が払っていかなあかんということで。この前、古座川町の副町長にも、旧古座町のときはそういうのは取らなかつたよという話はさせていただいているんです。

どうやっていったらいいかというのをこれからまた串本町としても考えていかなあかんかなと思っていますので、また検討委員会の中とか調整委員会の中で古座川町と話しながら、議員の皆さんにも串本はどうしていったらいいのかというのを相談させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

質◇ 145ページに、串本町から古座川の火葬場で焼いた人に2万円の補助金を打って、向こうの5万円に対応するという、当面の措置で作ったと思うんですけども。今、副町長から説明があったように、話が進みなさすぎ。向こうはたぶん、今の町長が2期目をやっておられますから4年、その前の町長のときから話をやっていますから、7～8年は。この火葬場を合併しようとしてから話が出て、最初は向こうの町長が話の土俵に乗ってくれなかったというところから始まったんですけども、もう6～7年たってこれだけの進捗しかしてないんだったら、本当に考える時期が来ているのと違うかな。

145ページの、当面の措置のお金をいつまでやるんですか。当面の措置だったと思います、2万円払うというのは。これ、考えていかなあかんようになってくるかと違いますか。当面の措置、当面の措置で毎年向こうを利用した人数によって執行した予算も違ってくるんでしょうけど、あまりにも当面の措置といいながら何年も続いているのと違うかな。そこらは一応考えていって、向こうとの交渉も考えていながら。

びっくりしたのは、先ほど住民課長が、できるだけ今の火葬場を引っ張って引っ張って直していきたいんやと。ほたら、いつ合併するつもりよという言葉にもなってくるんで、そこらはしっかりとスピードアップするように考えていってほしい。これについてのご意見も頂きたい。

答◇ 令和2年度からこういった補助金を設けてございます。7年ほど前というのは、前の古座川町長のときやったかと思うんですけども、令和元年度から古座川町と本格的に話が始まったと。それで数年たっておるんですけども、今ようやくここまでってこれたと私としては思っております。これについても、できるだけスピードアップしていきたいと考えてございます。

質◇ 田子駅のトイレ。私も、あれをどうするんよと。委員からスクラップという話も出たんですけども、あれを使ったら本当に衛生的に悪いよ。何かあそこのトイレに入って病気こさえてくるというか、蚊による病気にかかったりするがいね。それぐらい衛生的に悪いんです。だから、そこらの衛生面も考えて当面の措置をしていくというのは、吉村委員と全く同じ方向性を見るんですけども。そういう衛生面からも考えていってほしいと思います。

答◇ 駅のトイレなんですけれど、田子駅につきましては、改修したくても駅の全てを同時に触らなあかんということでございまして、駅舎全てを触らなあかんということで、あれについては改修することができないというのが今の現状でございます。正直改修できるものなら改修したいんですが、できないのが現状でございます。

質◇ 149 ページ、宝嶋クリーンセンターの改修。繰越明許を使っているから、今年度で終わるんですけど。工事改修終了年度だけでもいいです、答えてほしいと思います。

答◇ 衛生施設事務組合の宝嶋クリーンセンター大規模改修工事でございます。今年

度で終わる予定でございます。

以上、4款「衛生費」の審査を終了いたしました。

続いて、5款「農林水産業費」及び6款「商工費」、10款「災害復旧費（農林水産業施設災害復旧費）」の審査を行いました。

質◇ 87ページのコロナ関連の小規模事業者支援給付金2,737万円というやつなんですけども、これの給付した事業者数を教えてください。

答◇ 小規模事業者等支援給付金の事業につきまして、どれだけの件数があったのかということなんですけども、これは家賃の補助という形で一33万円。ただし、主たる店舗が借家である場合は、賃料に0.8を乗じた額の3か月分、上限12万円という形の助成金だったんですけども、給付金全体で2,738万8,000円要りました。申請は623件ございました。

いわゆる定額3万円の部分なんですけども、494件ありました。家賃補助上限12万円のところは129件、1,255万8,000円という形で支出しております。以上が対象事業者でした。

質◇ 161ページの磯根漁場再生業務委託料なんですけども、こちらも資料の分を含めて、資料でいうと8ページから13ページまでの部分だと思うんですが、これの総事業費が535万円の中で、町負担が356万7,000円という形やと思うんですが、磯根漁場再生事業は、かれこれ20年ぐらいつと続けていっているはずで、その都度200万円の金額が要っていると思うんですが、これは以前も聞いたんですけども、僕の認識では、来年までとにかく続けて、それ以降は検討する、という形の前副町長の答弁があったと思います。これはいつまで続けるんでしょうか。

あえて強く言わせてもらえば、20年以上やっていることに対して、僕は、再生は無理やと思いますので、200万円分を払うのであれば、姫ひじきは串本で今、特産品といってもいいぐらいの勢いになっていると思うんで、こっちのほうに回してもいいんじゃないかと。

今回磯根漁場で、東漁協委託というやつが、たぶん新しく出てきた分やと思うんですけども、これの内容もできれば教えてください。

答◇ 長年している中で、どうしていくのか、ということがあるんですけども、さきの議会でも磯根の関係につきましては答弁をさせてもらった部分があるんですけども、現在進めてきた中で実際、令和元年度から、ちょっと変わってきまして、令和元年度から2年、3年と事業をやってみた中で、事業内容がどうであったら、また一度見直していったらいいんじゃないかという形で取り組んでいるものです。

今、原則として3年間で事業の見直しを行っていくことにしているんですけども、和深地区につきましては、ヤツデヒトデが減少傾向にあるなど、これまでの取組の効果が全くないとは言えない形の見解が出ております。

令和2年度を含め、トコブシの漁獲量の減少している状況、テングサ等の増殖等が低いことを踏まえ、見直しが行われていくのが判断する材料であろうという内容にはなっているんですけども、じゃあ、どうしたらいいのかということなんですけども、そのときにも和歌山県沿岸、日本全国もそうなんですけども、海水温が高くなっていて、29度、30度になってきたら、藻場が育たないという状況があって、そのときの高温水は尋常じゃないほどの高さだったので、今は戻ってきているという中で今、高温水に耐えられる藻場の研究をされております。そういった形で取り組んでいくのも一つではないかというような形で、現在、県と協議を進めているところであります。

委員がおっしゃるような形で、効果がなければという部分もあるんですけど、藻場というのは、やはり大事なものと考えておりますので、そういった中で高温水に耐えられる藻場にシフトして、これで藻場の育成ができないか、という形で取り組めていけたらなという状況で今、協議を進めているところであります。

質◇ 169ページ、資料でいうたら27ページだと思うんですけども、トイレのことを結構前から聞いていると思うんですが、令和3年度で来年の3月ぐらいにはロケットが発射されて、観光客の方が多分に来られると思うんですが、そこに向けてトイレの改修の意思があるのかということと、資料の27ページの上段の5番ですね、串本の栈橋の公衆トイレは、スクラップアンドビルドではないですけども、その辺のやつも視野に入れてもいいんじゃないかと私は思いますので、ご見解を聞かせてください。

答◇ トイレの関係なんですけども、実は今まで有利であった、町で使える補助金があったんですけども、今現在、ないというのが現状です。

言われるようにロケットの関係で、トイレを1つ整備することで、おもてなしになるのではないかという形で議会でもよく言ってくれているんですけども、現在のところ、令和3年度から4年度に向けて整備をしていく予定は持ってないです。

最近、トイレの修繕料がかなりかかっていると。コロナ禍もあり、非接触型の水道であれば、そのセンサーが破れたりとか、昨年度から比べてもトイレの修繕料はかなりかかっております。それは修繕するだけではなく、またよりきれいに使ってもらえるような形で、うちの課としては取り組んでいますので。

トイレの関係を言いますと、栈橋のトイレがどうなのよと、あのトイレはいろんな方からもご意見を頂いて、誰が使っているの、というような話もあるので、その部分につきましては各関係者と協議して、あのトイレについては要るのか要らないのか、廃止も含めて検討していきたいなと考えております。

質◇ 資料の29ページの発泡スチロール製造大型共同作業場の場所は、里川との認識でいいのかどうか教えてください。

答◇ 製造作業場が里川にありまして、昨年度撤去いたしましたのは、安指の国道沿いにありました発泡スチロールの倉庫になります。これにつきましては、高速道路建設に伴う国道42号線の線形改良に伴い撤去が必要になったものでございます。

質◇ 165ページの14節工事請負費の中の串本椎茸の修繕工事に関連しまして、資料の21～25ページ。これは初めて椎茸組合さんの決算書を見させていただきました。先ほど吉村委員も言っていましたように同和対策事業関連ということも十分分かっておる中の話としまして、雇用促進という意味も含めて、この決算書の中で、25ページに労務費という形がありまして、当期労務費が1億3,500万円ほど計上されておるわけですが、ここの従業員の人数とかが具体的に分かれば。聞く話によりましたら、外国の方が就労されているということも聞いているし、そういった中で、平均的な賃金も把握できておるのであれば、教えていただきたい。把握できている状況だけで結構です、取りあえずは。

答◇ 串本椎茸株式会社の従業員数は、令和3年の8月10日現在の数字になります。申し訳ないです。全従業員60名となっております。町内の従業員数が34名、町外から通われている従業員数が3名、ベトナム人が23名となっております。

ベトナム人の方は、全従業員数に対して38.3%になるんですけども、先ほど角委員から質問の、この方々の賃金の詳細、分析が分かっているのかというんですが、申し訳ございません。今、うちのほうでは、その数字はつかんでおりません。

質◇ 169ページの18節の補助金。町観光協会補助金3,000万円計上しています。その中で、資料としましては31ページに、一般財団法人南紀串本観光協会決算書と出ていまして、その中の収入の部のところに、補助金3,000万円にプラス689万1,000円、和歌山県とか環境省とかという形で補助をされております。

この中で、私も知識がないので、南紀串本観光協会というのが、設立年月日とか、それと主要目的とか、そういったもの。決算書の中で見れば収入のことがいろいろあるんですけども、何を目的にやってこういう形で設立し、補助金を出しておるのか。

補助金の中でも、今まで累計でやっているのか、最近の話なのかちょっと分からないので。その補助金の方向性も分かれば教えていただきたいなと思っております。

答◇ 観光協会なんですけれども、目的につきましては、実際に町の観光全般、イベントであったり、いわゆる町内外における周知ですね。観光の周知活動を中心に行っていただいております。

今おっしゃられた観光協会に対する補助金なんですけれども、観光協会自体が、串本町観光協会と古座観光協会と、以前は2つございました。それが今から3年前に2つが合併して、一般社団法人の南紀串本観光協会串本・古座ということで運営していただいております。

今、こちらに載っております3,000万円につきましては、その合併した当初、平成30年度から3,000万円ということで支出をしております。この内訳なんですけれども、それまでに、それぞれ串本と古座に補助していた金額と、そのほかに、今の力を入れております教育旅行の誘致協議会ですね、修学旅行であったりとか、そういった内容の補助金もございました。その他イベント等、アウトドアフェスティバル等のイベントであったり。

古座のほうの観光協会には観光物産拠点施設も併設しておりました。その指定管理の費用等も含めて計算しております。これが平成29年なわけで、大体、今申しあげました5つを合わせると大体2,500万円程度、2,600万円近くになってきておりました。それに合併に伴う諸費用ですね、例えばパンフレットのやり替えであったりとか、看板、その他のやり替えであったりとか、あと什器といいますか、備品の購入で300万円から400万円かかるということで、3,000万円は出していこうということで、3年前から出してきていただいたところです。

今後につきましては、実際に合併して運営も始まったというところもありまして、今年、令和3年度からは2,900万円になっています。これにつきましては、当町と観光協会と協議する場を設けまして、今年、令和3年度から100万円ずつ段階的に下げていきまして、2,700万円まで下げていきたいと思います、ということで話についております。あと3年以降については、また協議して決めるということで、現状そういうところになっております。

質◇ 椎茸組合の関係の中で、これは関連質問的なことになるかも分かりませんが、前回の議会のときに、過疎債の部分があって、それで覚書をたしか締結をしているということをお聞きしておるんですけども、その後の進捗状況はどうなのか、分かる範囲でいいので、教えていただければと思います。

答◇ 串本椎茸の空調設備工事の進捗です。入札によって田辺市の株式会社第一テックが落札されまして、今、業者と串本椎茸とうちと、三者で協議をしながら工事を進めているところです。ただ半導体の不足とか、もろもろの事情から材料が思うように入らないという現状がありまして、空調設備以外の手のつけられる工事から今、入っていつている状況です。

パーセンテージ的には出しにくい部分があるんですけども、今そういう状況になっております。

覚書から変わっているのかという部分なんですけども、これにつきましては変わっておりません。基本的には工事が全て完了し、額が決定次第、覚書から契約という形で進めていきたいと思っております。

質◇ 椎茸組合さんの決算の状態、売り上げとか収益の見込みとかのヒアリングとか情報収集はされているのかどうか。というのは、返済も発生してくるという形の中で、仮に事業の内容が何らかの事情で悪化した場合でしたら、当然最終的には議会か何かで諮って、串本町が雇用対策もある中で変更契約とか、いろんな問題も出てくる可能性もあるんで、その辺の部分についての見込みとか、売上とか収

益の見込み等々の情報の収集は、どういう形になっているのか。現状の形でいいんで、教えていただければと思います。なかったら、なかったで、いいんで。

答◇ 串本椎茸株式会社の現状なんですけれども、こちらの資料にも載せさせてもらっているんですが、最新の年度で1,000万円ぐらい純利益を上げております。これにつきましては、昨年、おととしと、大体500万円、600万円、今年が1,000万円ということで、年々上がってきております。4年前までは赤字だったんですけれども、ここ3年で黒字に転換している。

先日もちょっとお話をしたところで、コロナ禍で商売はどうですか、ということなんなんですが、販路もかなり確定してきて、コロナ禍でも安定した需要があるということ。会社としては今後も同様の純利益が得られるんじゃないかということ考えております。

今回、認めていただいておりますエアコンであったり、照明であったりで経費も削減できますので、そういう部分からも収益は見込めるんじゃないかということで、会社のほうは考えていると伺っております。

質◇ 153ページの1目の1節、農業委員の構成と、この下に委員の現地調査とあるんですけど、どういう調査をしているのか、お伺いしたいと思います。

答◇ 現在、農業委員は14名、今、推進委員も8名おります。計22名の体制で農業委員会をやっています。また、現地調査等の話があったんですけども、令和2年度におきましては63件の農地に関する許可件数の申請があって、やったことになっております。そういった中で、現地調査等、耕作放棄地の調査等に農業委員の方に行ってもらっているのが現状でございます。

質◇ 157ページの3目の18節、マッチングなんですけど、これも内容と現在の効果を教えていただきたいと思います。

答◇ 移住者マッチング支援事業ということで、100万円ということになっているんですけども。これは、東京23区から当方へ移住されてきた方に対して助成をしていくという制度になっております。ですので、令和2年度におきましては、1件で100万円の支出をしております。令和3年度におきましても、東京のほうからこちらへ見えられた方もおりますので、また同じようなマッチングという形で100万円の助成をしております。令和2年度、3年度に東京23区からこちらへ移住してもらった方がいるという現状でございます。

質◇ 東京23区だけというのは、何か意味があるのでしょうか

答◇ これは東京23区からの移住促進を目的としております。県と市町村が連携して実施する補助事業でございます。対象は23区からの移住者で、県の移住支援マッチングサイトに登録されている方で、登録先企業に就職する場合や、また県の起業補助金の交付を受けて、町内で起業する場合に適用されるという形になっていきますので、マッチングの100万円につきましては、東京23区からの方ということになっています。

質◇ 157 ページで、農地費の中の執行率が、ここだけ特に 82.4%と、ちょっと低いんですけど、何か理由があるのかな、ちょっと気になりました。

答◇ 農地経費の執行率が低いというご質問についてでございます。183万8,000円ほどの不用額が出ております。この内容なんですけれども、平成22年度に、津荷地区内で、農水路の工事を実施し完成しているところなんですけど、その工事箇所、隣接者の方から境界について異議申出がありまして、その後、地権者と合意の上、解決策として路側工事の予算を計上したんですが、結局実施に至らずというところで、この不用額が発生したというのが、執行率の下がっている要因だと思います。

質◇ 173 ページ、2 目の 18 節のサンゴなんですけど、ここも一緒に、負担金を出していると思うんですけど、検証とかもあって、効果がどの辺まであるのかということをお聞きしたいなと思うんです。

答◇ オニヒトデの駆除活動につきましては、一番多いときで、平成17年当時に、駆除数が2万匹を超えるというような実績がありまして、そこからの長年の取組の効果が、現在では1,000匹を切ると。

その他、食害動物である巻き貝等も駆除しておるんですけども、サンゴの被度ですかね、海に面してのサンゴの面積はどれほどあるのかについて、実行委員会のほうからも報告を受けておるんですけども。

順調ではあるんですけども、近年の異常気象に伴い、高水温によりましてサンゴの白化現象も進んでおります。なので、食害動物の影響よりも海洋環境また、今の道路等の建設に伴い土砂が流れてきていて、それが影響してサンゴがちょっと減っているかなと。しかし効果は十分出ているということでもあります。

質◇ 観光協会の件なんです。169ページ、僕もどういう予算的な配分で、補助金をどう持っていつているのかなと疑問に思っていたんですけど、先ほど今後の予定で100万円ずつ下げていくということ聞いたんですけども、観光協会も最近すごく事業をいろいろ広げて、やっています。新しいこともしているし、本当に人員が足りているのかなと僕は感じております。

産業課資料の31ページに、人件費がありますけども、8人。パートも臨時も入れて、2,800万円は本当はかなり安いなと思っています。だからしっかり収益を上げて、人件費にも反映してもらいたいなと希望があります。その辺、よろしくお願いします。

1個だけ聞きたいんですけども、この中で指定管理をしているんですけど、当然、橋杭海水浴場もそうだと思うんですけども、駐車場。この庁舎を下りてループのところに町の駐車場がある。車の展示をしているような展示場があるじゃないですか。ちょっと名前を忘れたんですけど。その駐車場はフリーで空いているんですけど、道を挟んで前。園地のトイレのこの駐車場なんですけど、確かに有効に使えていて、観光客の方も地元の方も本当によろこんでいるんですけども。夏場、

閉まっているんですね。海水浴場の関係かと思うんですけど。でも、そこは全然車も入ってないし。やっぱり地元の人が泳ぎに行くとか、その辺のともあるんで、開けてもらえんやろかというのが、ここで言うのが適切かどうか分からんですけども、その辺をちょっと聞いてみたいなと思います。

答◇ 観光協会の内容なんですけれども、以前はイベント等を中心に活動していたんですけども、最近は特に物販ですね、例えばロケット関連の商品を開発したりであったりとか、物販に力を入れて収入を上げようということで、かなり努力をされていると伺っております。

そういうことから補助金に頼らず、実際の自分たちの収入のほうも埋めあっていきたいということで、活動していると伺って、こちらも認識しているところでございます。

海水浴場の件が出ました。昔は、委員の言われた海水浴場の南側の駐車場も使っていたんですけども、夏場の海水浴場を開設している間は、観光協会に開設していただいているんですけども、その間は駐車場が有料になります。有料になると監視員を置かないといけないということで、その監視員の人件費が必要になってくると。言われている駐車場は台数が少ないので、その分は開けるだけ赤字になると言いますか、上がらないということで、夏場につきましては、あそこを閉鎖させていただきまして、実際に海の家のある駐車場を中心に、有料駐車場として開いているところでございます。

質◇ 駐車場を閉めているということなんですけど、開けてはどうですかということ、を僕は聞きたかったんですけども、そこをよろしくお願ひしたいと思います。

答◇ 以前、協会ともその話をしたことがあるんですが、やはり正直、駐車場収入というのは、観光協会の結構大きな収入になっているところでございます。先ほども申し上げましたように、台数が少ないので、そこに充てる監視員の人件費と、実際に置ける台数による収入を考えると、収入が少なくなっていると。以前も話したんですが、今のところ、開ける予定はないと聞いております。実際に以前、例えば無人でシャッター付のものに替えてはどうかというような話も出たんですが、その費用対効果も考えると、夏の間は、今現在の人員で管理できるような体制ということで、現状でいきたいと考えております。

質◇ 163ページ、アワビとイセエビの放流事業なんですけれども、解禁になるとすぐ、放流したのも捕ってしまうと。やっぱり1年か2年かけて大きくしてから捕るような工夫をすべきではないかという話があったと思うんですけども。そういった対策等は考えられているんでしょうか。

答◇ 採捕の部分につきましては、県の漁業調整規則等で、実際にイセエビであったり、アワビであったり、体長制限というのが設けられていまして、町のほうで、なかなか決められるものではないというようなお答えを、前にさせてもらったかと思うんですけども、その部分については、やはり漁協のほうで、漁業者のモラ

ルが各地先において取り決めされていますので、そちらのほうの徹底をお願いしたいということで申し上げております。

質◇ できれば放流の場所を変えて、1年間、そのところは貝の窃取とかイセエビを捕らないとかを決めれば、少しずつ成長するとは思いますが、そういう対策は取れないのでしょうか。

答◇ イセエビやナガレコ、アワビの放流先については、私が聞いたところでは、各地区は禁漁区のほうに放流されているという話は伺っておりますので。そういうことをございます。

質◇ 155ページの鳥獣対策なんですけども、資料でいえば3ページです。イノシシとシカの問題というのは、かなり農作物をやられるということで、畑を持っている方がいつも困ってらっしゃる件で、令和2年度で1,237頭の処分をやってもらったと思うんですけども、これはやっぱり令和3年以降も増えてくる予測をされているのかどうか。ということは予算も増やさなあかんと思うので、その辺のご見解を教えてください。

答◇ 鳥獣害の捕獲数の関係ですけども、ようけ捕れるのであれば補助金の関係もまた上げていかなという話なんですけども。イノシシに関しましては、増えてきたり減ったりと変動が激しいんです。担当の者に聞くと、豚熱の関係でイノシシの捕獲が多なったり、少なくなったりという部分もあるみたいですので。

ここにつきましては、捕獲ということになってきますので、猟友会の皆様が、その対象物をいかに捕獲してくれるかになってきますので、今のところ、見込み的には、なかなか立てにくい状況にあります。ご理解いただきたいと思います。

質◇ 観光協会の件。皆さんと連動する形になるんですけども。3,000万円というやつを、合併して3年間続けた上で、僕も前に質問させていただいて、独立してもらおうような形を促していかなあかんのと違いますか、と言わせてもらって、100万円ずつ減っていくという答弁を思い出したんですけども。

ロケット発射に対して、今、観光協会はFacebookやら、SNSで物すごく宣伝されていますよね。ロケットサイダーにしてもTシャツにしても、いろんなことを発信しているなと感じています。

僕も観光協会の方々と話させてもらうことがそれほどない中で、確かに予算というところは3,000万円という金額がでかいので、いずれは減らしていってもらって、独立してもらおうというのが前提なんですけども、たぶんすぐには無理やと思います。というのも、あそこにはマンパワーが足りないと思うんですね。駅前のあるところ、5人ぐらいという部分も含めて。

去年のコロナ禍になる前から、修学旅行の呼び込みも、ほとんど行けていないという現状の中で、予算の件もあるんですけども、隣の那智勝浦町がDMOをやったことによって、すごく成功しているように風潮で言うていますが、中身はすごく面倒くさくて、物すごく手間がかかると聞いています。

今、町と観光協会は、すごくスムーズに意志の疎通もいっていると聞いていますので、今後どうでしょうか。予算も含めてですけども、マンパワーというところで、産業課から出向ですとか、観光協会専属の町の嘱託職員ですとか、そういったお考えはないでしょうか。

答◇ 観光協会の関係で、マンパワーが不足しているから、町のほうから出向がどうなのかという話もあります。これは、私の個人的な意見で申し訳ないんですけども、先日も東牟婁振興局の局長が見えた中で、ある町では地域おこし協力隊の方が何人か入った中で、いろんな活動をしています、ということをお町長に説明をしていたところへ、同席させていただいたんですけども。

職員から出向となると、うちのほうのマンパワーが足らなくなってしまうので、これは考えられないかなと思うんですけども。

以前には、地域おこし協力隊の方が町に入った中でやっていたという形がありましたので、そういった制度も活用しながら今、議員がおっしゃるような部分へ対応できていたらと考えております。

副町長答◇ 観光協会につきましては、私も事務局長といろいろ話しさせていただいています。やはり収益を上げないと人も増やせないと思いますので、私の提案としては、古座分庁舎で8Kの映像とかロケットの関係のものができてきたら、観光協会の拠点として一つ作れないかなということで、事務局長にもお伝えしています。そのときに、修学旅行とか誘致するんであれば、雨のときにあそこも使えますし、いろんなところで、人もたくさん増えれば、収益も上がってくれば人を雇うことができるのかなと思いますので、そういう面も含めて今後、観光協会と話しながら、収益が増えてきたら人を増やすという形で考えたらどうかと思います。

以上、5款「農林水産業費」及び6款「商工費」、10款「災害復旧費（農林水産業施設災害復旧費）」の審査を終了いたしました。

続いて、7款「土木費」及び10款「災害復旧費」（公共土木施設災害復旧費）について審査を行いました。

質◇ 177 ページ、有田の残土処分場は、令和元年から工事をされていると思うんですけど、進捗状況を教えてくださいたいと思います。

答◇ 有田残土処分場の進捗状況でございます。大きく3つの工事に分かれておりまして、進入路の整備、雨水対策としての調整池の整備、本体の工事という3本立てになっておりまして、調整池の工事と進入路の整備工事は、完成しております。あと本体の部分といいますのは、高速道路の残土を受けて、残土を入れながら、のり面というんですかね、堤というか、造成をやっていくような工事になりますので、高速道路との工事の調整が必要となってくるんですが、高速道路の土砂の搬入がまだ始まっていない状況で、これから始まっていくのかなというところで

す。令和6年度までに、土砂の搬入を受けて、本体の工事も完成するといった状況でございます。

質◇ 3目の14節工事請負費ですけど、建設課資料の9ページに、令和2年度の道路維持工事の状況の記載があるんですけども、この中で道路維持工事が1から34件あります。その中で1から17件と18から34件、これは同数で17、17なんですけど金額にかなり差があるんですけど、この辺の説明をよろしくお願いします。

答◇ 工事請負費につきましては、檜野の堀の谷線といいまして、漁港へ降りていく道の排水路の関係の工事が1件と、潮岬の小学校の前に本坊地上浦線という拡幅の改良工事をしている箇所があるんですけども、その2件分となっております。

続いて、道路の維持補修の関係ですが、特段、原因は分かりづらいんですが、結果的に地区の要望、また苦情等、道路のパトロールによりまして、そういったことで対処している数字でこうなってしまったというところなんです。

質◇ 89ページのコロナ関連のスポーツ合宿誘致促進事業ですね。これに関して、アフターコロナを含めて、今後の見通しを教えてください。それに関連して、185ページの総合運動公園管理経費ですけども、ここも資料5ページと関連しても、野球場などの施設のブラッシュアップというんですかね、誘致をするにも、施設をさらに良くするという考えはないのかを教えてください。

特に野球場ですね。上富田町は、かなりの部分で呼んでいますし、こんなときに提案というのもあるんですけども、団体を呼ぶというのも一つの手かもしれないんですけど、プロ野球選手のシーズンオフですね、自主トレ、ああいうのを。串本というのは、全然来れる土地やという話も聞いてますんで、招致の部分で、そういったものも視野に入れていただければなと要望させていただきます。

答◇ スポーツ合宿の関係ですけども、それと併せて、特に野球場の施設の改良といいたいでしょうか、今、委員がおっしゃっていただいたようなナイターのことであったり、また土の改良であったり、使っていただくに当たって、これからいろいろ考えていきたいと思えます。また、あとは、プロの自主トレもどういうふうな具合かというのを、また担当のほうから、そして誘致協議会とも連携しながら、していきたいと思えます。

また、上富田町と競争ということになると、なかなか。施設的な差がありますので、お互いそれぞれのところで、連携しながら取り組んでいきたいと思えます。

質◇ 資料177ページの道路整備基金積立金ですね。今、教えていただいて、基金残高が2,825万円強あるという話ですけども、お聞きしたいのが、予算を組んだ以上に、道を直してほしいとか、そういう急遽必要な、早急に対応せなあかんというところで、この基金を使うのかどうかというのを教えてください。

答◇ 道路基金の話でございます。決算書の266ページをご覧くださいんですが、上段から7行目ほどに道路整備基金というのがございます。道路整備に係る突発的な、必要となるような財源を充てるものとして、以前から積み立てて、電柱で

あったり、そういった占用料を当てて、積み立てておりました、当年度の当初現在高は5,872万7,000円あったんですけども、令和2年度には3,476万円という形で取り崩しております。

これは庁舎へ入るアクセス道路で、右折レーンを造る必要が生じたもので、これの財源として、令和2年度は充てております。令和3年度以降につきましては今、串本潮岬線、俗に言うバス通りを年間2,000万円ほどかけて舗装工事をしております。ちょっと費用も要っていますし、補助の対象にならないということで、この基金を使用させていただいているといった状況で進んでおります。

質◇ 181ページ、資料では9ページですね。町道の草刈り委託料、33件あったみたいですけども、この草刈りを委託している業者を教えてください。

答◇ 一般の道路の交通量のあるところなので、地元業者に委託して、施工をしていただいております。それぞれの近隣の業者に配分いたしまして、そこの箇所に近い業者をお願いしているといった状況でございます。

質◇ 183ページなんですけども、中段にあります河川維持補修工事、今、町対応は4か所と言っていますけど、その4か所を教えてください。

答◇ 河川維持費の4件ですが、建設課の資料6ページの中ほどに河川維持経費とありまして、小深川除草工事であったり、串本地内の河川修繕工事、佐部地内の護岸の改良、和深地内の堆積土砂撤去工事と、こういった箇所で施工しております。

質◇ 185ページの住宅管理経費、町営住宅という話がありましたけども、その187ページの施設修繕料ですね。すみません、ないと思うんですが、町営住宅に入っている方が修繕をするのに、自分の家と間違っているんかもしれないんですけど、自分好みに変えている人がおるとい話もちょっと耳にしているんで、まさか、そんなことはないと思うんですけども、もし、そんなのがあれば教えてください。

答◇ 町営住宅で、自分好みの改修にしているということを知られたということでございます。基本、町営住宅の改修する場合は、事前に総務課に申請を頂いて、うちから許可を出させてもらっております。恐らく、委員がご指摘された意味合いとは若干違うんやと思うんですけども、例えば入居者さんで介護が必要になって。手すり等を介護保険でつけたりする場合の改修に当たっても、事前に、まずそういった改修をしてもいいかというような申請を受けた中で、うちとしては許可をしておりますので、委員がご指摘の自分好みの住宅に改修したという意味は、ちょっと分かりにくいところではあるんですけど、もしあれでしたら、また後ほど具体的に教えていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

質◇ 176ページの2目の残土処理の件について、先ほど課長から説明を頂いて、それでちょっと確認なんですけど、令和6年度までに残土のということで、整備工事ができるという話だったと思うんですけども。

その部分に対しては、資料では令和2年の5月28日入札ということで、時系列は分かるわけやけども、この部分の高速のエリアとか、残土する部分とか、実際の、当たり前の話なんですけど、事業計画的な何万立米とか、こういう2億円ぐらいの設備をされる中で、見返りというたらいいんか、そういう部分が当然あるかなとは思っているんですけども、その辺はどうですか。

答◇ 今、細かい数字まで持ってないんで、頭の中で控えたあるぐらいの漠然とした数字なんですけども、土地代と、もともと木がありました。そういった補償を含めまして、工事費と合わせて8億円ほど事業費がかかる予定となっております。

残土処分料としましては、現在、サンゴ台のこの奥に入れていた単価と、国土交通省のほうと話がついておりまして、こちらで54万立米、50万立米ほど入ります。ですから9億円何がしかで、1億円ちょっとぐらいの黒字となる見込みです。

質◇ 土地開発公社も同じ形でやっているでしょ。同じ残土処理という形の中で、単価的なものとか何万立米とか、これはこれで、同じ、一体と考えたらいいんですか。その辺はどうなんですか。

答◇ 土地開発公社の残土処分場の件でございますけども、有田の残土処分場につきましては、高速の残土を入れていくということで。それが終わった後、その分の受入れということで、国土交通省から何とかしてほしいというような要請がございます。

国土交通省からは、110万立米ぐらいの見込みだということで今、それに向けた準備をしているところでございますけども、建設課長からお話がありましたように、土地開発公社の残土処分場というのは、計量器を置いたり、また洗浄したりとかといった経費等もかかりますので。

また今、立米1,500円という単価で行っているところでございますけども、この単価が、実は20年ほど前の単価のままだということで、実際、今、担当のほうで、現状に合わせた中で、多少なりとも料金を上げられないのかと、積算をしてもらっているところでございます。これは当然、公社の理事会でも諮る必要がございますし、国土交通省との交渉もございますので、この場で明言はできませんが、今、そのような状況でございます。

以上で、7款「土木費」及び10款「災害復旧費」（公共土木施設災害復旧費）の審査を終了しました。

続いて8款「消防費」の審査を行いました。

質◇ 常備消防費と消防施設が両方絡んでくるんで、ページはないんですけど、古座川町の委託料、委託割合が変わってないんか、ということと、七川は100%丸々やと思うんで、その辺のところをちょっと聞きたい。

答◇ まず、古座川町の委託金についてのご質問でございます。古座川町における消防事務委託料につきましては、平成17年の町村合併時に、古座川町における常備消防に関する事務委託の協定が締結されております。

この中で、2町間の負担割合が取り決められております。従前の方法となりますが、決算書の中に、3署に分かれているのは負担金からの記載であり、古座川町の負担割合は、先ほど委員がおっしゃいました分駐所経費は、古座川町の負担が100%。そして古座署に関しては、人件費などを含む全ての経費の2分の1、すなわち50%。また本部職員は7名いるわけですが、この7名分の人件費の3分の1を、1年まとめて古座川町から頂いております。

その中で、実は令和2年10月に、両町の間で委託料の見直しが行われました。これは分駐所、本部職員の分はそのままで、古座署経費のみの変更となり、従前の古座署経費の2分の1の部分に触っております。

どのように触ったかといいますと、古座署経費の2分の1に0.85という係数を掛けた金額と古座署経費全体に残りの0.15、足したら1になるんですけど、この係数に人口比率を掛けた金額、この両方の合計額を足した分が古座川町の負担となっております。

言葉で言うても、なかなか難しいんですけど。簡単にパーセンテージで言いますと、古座署の9割合、すなわち50%に対して新計算式ですと47.3%となり、2.7%減ということになっております。実際にこれを令和2年度決算に当てはめてみますと、311万1,809円の減額となって、支払っていただくこととなっております。

質◇ 3目の17節の高規格救急車は、やっぱり予算であって、これも2分の1ぐらいが古座川町から来たあるのかな、というのをちょっと聞きたいと思います。

答◇ 高規格救急車の配備です。令和2年度に配備した高規格救急車は、古座消防署の高規格救急車でございます。この委託料の内容からも、今後は、この計算式にのっとった委託料の配分を古座川町に請求し、この高規格分を入れていただくことになると思います。

質◇ 2目非常備消防費ですけども、以前からずっと手当を上げなあかんという話を言うてたと思うんですけども。832万円の普通手当なんですけども、今どういうふうになっているのか、お聞きしたいと思います。以前からずっと言われていることなんです。

答◇ 手当の関係でございます。消防団の手当がどのようになっているかということでございます。以前から申しておりますように、消防団員の確保というのは、本当に国を挙げての大きな課題で、防災力強化のためにも本当に看過できない問題でございます。この中で消防団員の処遇に関しまして、現在、串本町は年報酬、諸手当、退職報償金、また福祉共済制度など、手厚い手当、保障制度がございます。

とりわけ、出勤に関しましては、消防団員が非常勤公務員として活動時は、そのなりわいを離れることから費用弁償的な意味合いが強いところです。令和3年4

月13日付にて総務省消防庁から、消防団員の報酬等の基準の策定等について、という通知が発出されております。これは消防団員の確保を目指すために、まずは処遇を改善しようではないかという取組案でございます。

具体的には出動手当と年報酬の見直しとなって、全国の地方自治体においては、この見直しに向けて動くものと思われま。現在、串本消防でもこの改正案を基に団本部と共に調整中でございます。

質◇ ドローン隊ができたと聞いたあるんやけども、ドローン隊の隊長か隊員かは分からんけど、その辺に来たあるような気がするんやけど、ドローン隊について説明してほしいなと。皆、興味があるところなんやけども。簡単でいいんやけど、その辺お願いします。

答◇ ドローンでございます。串本町消防本部におけるドローン隊は、平成30年に、串本ライオンズクラブ創立記念の一環として寄贈されたものを受けて、翌31年4月に和歌山県内で初めてになる無人航空機運用隊、通称K A T Tと呼んでいるんですけど、これが発足いたしました。

現在は、その後に配備された1機と併せて2機で運用しています。ドローン隊は6名で編成し、隊長1名を置いて出動することになっています。ちなみに出動の内容は、令和元年4月からですと、出動実績は、令和元年で3件、令和2年で3件、令和3年はこの9月の時点で既に5件出ております。今後とも、火災の現場とか捜索とか、その辺りで活用していきたいと思いま。

質◇ 資料のほうなんですけども、消防力の充足率という資料をつけていただいている中で、人員が93名の基準の中で、63名しかいないというところですね。

来年4月には警察の人員が減る中で、やはり消防というところは、串本町で考えたら横串で考えていかなあかんのかなという中で、あと30名というところをどういった形で埋めていくのか。

答◇ まずは、消防力の整備指針。資料の、人員について93名というところの問いでございます。この消防力の整備指針の中に、様々な計算方式がございまして、とりわけ人員につきましては、93名となっています。この93名の算出方法は、消防車両の台数、また搭乗人員、そして勤務体制。串本消防は2部制なんですけど、ほかのところは3部制というところもございま。及び人員措置件係数。これは串本町の場合は1.515という係数があるんですけど、これらを総合的に掛け合わせて算定した数値が93名ということになります。

それで、算定人員の内訳は、消防ポンプ車が54名、救急車は兼務運用で0人、救助工作車が30人、指揮隊は9人の、合計93名となっています。

串本町消防職員が63名で、人員充足率が67.7%となっております。実際にこの67.7%が、多いのか少ないかということになるろうかと思うんですけど、紀南の消防でいいますと、田辺市から新宮市までの間で、田辺市が若干高いんですけど、ほかの消防は46.9、60.6、58.9%と、紀南平均で58.8%。これに対して串本町が67.7%なので、決して弱い消防力ではないと捉まえております。

質◇ 串本分団のポンプのところ、やはり基準よりも少ないというのがちょっと気になるかなと思います。これをどう100%に近づけていくのかというところのご見解を教えてください。

答◇ 串本分団の車両が、若干今回の見え方で、基準台数が2台に対して1台。充足率で50%というちょっと少ないような見え方になってしまっております。これは串本分団宮川のところに、一部、二部という串本分団の団車庫があるわけです。以前はここに普通の大きな消防ポンプ自動車2台置いていました。2台置いていたところ、1台が20年経過したということから、一昨年、更新配備しました。その更新配備をしたときに、串本分団また団本部と協議したときに、大きな消防車両が2台要るのか、それとも今、主流の軽でいいのかという協議をしたときに、昔の軽の可搬式積載車というのは、普通の軽トラックにポンプを積んだだけなんです。

今の軽の消防車は、消防車と同じように、ポンプを乗せたままホースをつないで、ホースを伸ばせるという形に変わってきております。そのような実情から、分団長は軽で十分だということで、1台を振り替えたということ。

この表でいきますと、串本分団の消防ポンプ車が2の2であったのが2の1に変わった。そして小型動力ポンプが実際に1台増えて、そこで対応しているということになっております。

質◇ アフターコロナですね。終わった後の消防士の方のスキルアップをどういうふうに、令和3年から考えていらっしゃるのか。私は消防士の方のスキルアップには、予算は取るべきやと思っています。本当にスキルを上げていただきたいなというふうに思っています。

答◇ アフターコロナ。今年は、去年からコロナのおかげで、研修・会議がことごとく、もう本当にゼロに近いぐらい、なくなりました。

このような中、ほかの研修施設も、ここら辺の対応を図って、現在、リモート、Web会議というのが頻繁に行われるようになってきました。

今後、アフターコロナ、コロナが終息した後は、研修・会議に参加しながら、このリモートを活用して、より多くの職員が学べるような、少し明るい兆しが見えてきたのかなというところでございます。

質◇ 古座消防署の現状ですね。2階の天井がもうひどいことになっているという話で。場所的にも津波のことを考えると、あそこにおってもいいのかということもあると思います。今後の見通しといいますか、建て替え、高台に上がるのかということも含めて、お考えを教えてください。

答◇ 古座消防署の移転計画であります。あの場所でもいいのか、津波、土砂災害に対応できるのかと、本当に私たちもここ最近、毎日のように、そこら辺の資料集めとか検討にかかっております。この内容を持って町当局、予算部局がメインになるかと思うんですけど、その辺りで、どのような有利な予算が使えるのか、どのようにして串本町の財政事情に見合ったもの、また規模のものを造れるのかとい

うのを検討中でございます。消防長の立場として、ぜひ実現に向けていきたいと
こであります。そのときは、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上で、8款「消防費」の審査を終了しました。

続いて9款「教育費」の審査を行いました。

質◇ 教育費について、201ページの一番最初なんですけど、執行率81.8%とあったのは、ちょっと低いような気もするんですけども、その率。もう1か所、僕、聞き漏らしたんやけど、60.3%も、後半にあったですよ。聞き漏らしたんで、そこはもし、分からんかったらいいです。60.3%もあると言っていましたんで、どうしてかなと思ったんで、教えていただきたいなと思います。

答◇ 執行率なんですけど、1つは教育委員会費で81.8%なんですけども、これについては教育委員さんに係る報酬とか、どこか研修に行かれたときの旅費とかがあるんですけども、去年はやはりコロナの関係があって、ふだんは県へ行く大会、研修であったり、また近畿の大会があって、それは近畿内で行く研修等もあるんですが、そういうものが全部軒並み中止となりまして、そこらの部分が浮いてきたというところでの執行率となっております。

それから、62.3%というのは聖火リレーかな。聖火リレーやとしたらですね、聖火リレーについては、既に去年やるつもりでいろいろ用意して買っていたりしたものが、そのまま使えましたので、実際、そこらの予算を使わずに済んだというところで、こういうふうな低い執行率となります。

質◇ それと205ページの14節潮岬の工事請負費です。ここの跡地はどうするのかというのを教えてください。

答◇ 潮岬教員住宅を解体撤去しまして、ここの跡地については、もともと潮岬財産区と町有地の2つに分かれての土地になっておりまして、解体撤去した後に、財産区と、町有地については普通財産となりますので総務課のほうへ渡しております。

質◇ 227ページの12節委託料、古座中学校の運営委託経費なんですけども、ここの算出方法とか根拠、今後の見通し。どういうふうに見通しているのかなと、そこを教えてくださいなと思います。

答◇ 古座中に対する委託料については、合併するときの話からなんですけども、古座中学校に対して、串本町から行く子どもの分の学校経費に係る部分を人数割りでお支払いしているものです。

令和2年度の数字で言いますと、串本町から行っている子が48名で、古座川町の子どもが32名ということで、割合で言いますと、ちょうど6割が串本町からの生徒ということになりますので、その6割分を負担という額となっております。

これについてはそういう形で、古座川町に対して委託してきているもので、そのときの串本町から行っている生徒の人数割りによって随時払っていくものになります。

質◇ 全体に及ぶんですけど、学校経費の消耗品費で、生徒数の割に消耗品の金額が結構多いなというところがあります。どことは言わんのですけど。答弁は結構ですけど、消耗品なんて小さなことですけど、多くのところを管轄しているということで、そういうところもしっかり管理していただきたいなと思います。

答◇ 消耗品の関係で、学校の中でも多いとこ、少ないところがあるということなんですけども、それもやはり学校規模、前年度といろいろ比較してみたんですけど、例年とちょうど一緒ぐらいか、あまり変わらない額で消耗品を買っておりまして、大きい学校でも小さい学校でも買ったりそろえたりするものは、ある程度そろえなあかんとこで、要ってくる費用は変わらないのかなというところもあったり、またもちろん人数が少なければ、それだけ少なく抑えられる部分もあるとは思いますが、今後、消耗品の使い方といましようか、買っていく状況については、また校長会においてもいろいろと話をしていきたいと思っております。

質◇ 207ページで、負担金交付金のところで、上段のJET会費のJETとは何か教えてください。

答◇ JETの会費・分担金なんですけど、これはALT（英語指導助手）の2名を、このJETから派遣していただいていますので、その会費・分担金ということになります。

質◇ 町教育研究会は、どういった活動をしているのか教えてください。

答◇ 町教育研究会なんですけども、これについては幼稚園、こども園、小・中学校の教職員で構成されておりまして、中学校の音楽祭であったり、教育講演会、夏休みの作品の展示会であったり、あと陸上競技会や教科ごとの部会がありまして、部会ごとに分かれた研修会をやったり、それと発表会を実施したり、いろんな催し事をこの町教育研究会という団体でしている部分に対して、出している補助金です。

質◇ 245ページ、247ページなんですけども、文化センターと町立体育館の中で13節使用料のところで、トイレ清掃器具賃借料とありますけども、トイレ清掃でどんなものを借りているのか浮かばなかったんで、どんなものを借りているのか教えてください。

答◇ トイレ清掃器具賃借料につきましてですけども、文化センターにつきましては、サニタイザーという機械とエアーフレッシュ、シートクリーナーを設置しておりますので、年間の賃借料です。サニタイザーは16台、エアーフレッシュは4台、シートクリーナーは17台であります。

町立体育館のほうは、サニタイザー7台、エアーフレッシュ4台。こちらはトイレの消臭等を防ぐ機械の設置をしております。水を流したときに、そこを通して流されるので、それで洗浄するという機械になっています。

質◇ 資料の1ページ、中学の管理経費のところでは電気代が、人数でやると、西向中学校が12名の生徒の中で124万円、その10倍おる串本中学校が260万円と、ちょっと電気代の部分で高いので、高い低いは言いませんけども、何でこうなっているのかを分かれば教えてください。

答◇ 夜間開放の利用頻度が多いということもあります。あとエレベーターとかも設置していますので、高圧受電設備も結構上がってきて、電気料金が上がってきているのではないかと今、考えているところでございます。

質◇ 小学校管理経費のところの、統合小学校を造ろうという形で動いている中で、串本、橋杭、出雲を足して、維持補修費、工事をやっていくと、この3つを合わせても580万円という形がかかってくると。串本小学校はかなり老朽化していると思いますので、今後、もっとかかってくると思いますので、なるべく早く、統合小学校を造っていく方向でいていただきたいのと。

今は様々な意見が議会でされていますけども、この間、文教厚生常任委員会で潮岬小学校を見学させていただいた中で、あそこの小学校ができて7年ぐらいたつという話なんですけども、7年前は、要するに、あんなに小学生が、子どもが増えると思わなかったということですよ。

いろんな事情が、年度年度であって、若い方が皆、潮岬に上がって、小学校へ行くということを考えると、統合小学校を新しく造るに当たって、今の人数はどうやからこうやからという形も来ると思うんですけども、僕自身は、造るときは大きなものを造って、大は小を兼ねるやないですけども、何があっても対応できるような形の小学校というところを視野に入れとくべきかと。

現状、潮岬小学校は、人が多すぎて使えない、狭すぎると。教室に入る人数も狭狭になっているというような、文教厚生常任委員会でも、ほぼ苦情に近い形の意見があったということを考えると、造るときに僕は串本にいなかったんで存じ上げませんが、やはりその時代に合ったという形で、たぶん様々な意見が出て、造ったと思います。ただ、もう一回していただくときは、造るときは大きなものをどんと造って、何があっても大丈夫というようなところにしてはどうかという意見があったというのを頭に入れといていただければ幸いです。

答◇ 小学校経費でいうところの、今、委員が紹介されたように3校合わせると580万円の額がかかってくる部分が、1校に統合されていってということになるんですけども、新しい学校の設計に当たっては、ちょうど今、校長会から、統合対象の3校の校長先生と、あと2校の校長先生の5人ほど出ていただいて、基本構想といたしまして、教室の広さはどれぐらいにしたらいいだろうとか、特別支援の部屋でこだけ要するという形で、いろんなことを考えて基本計画的なところを詰めているところですよ。

また、ほかの課も含めた庁内の検討委員会もこれから進めていきますので、その中で、大は小を兼ねるといいでしょうか、建てるに当たっては、100人から200人ぐらいの規模で造っておけば大体間に合うだろうというような気持ちではおるんですけども、そういう中で話を詰めながら形を作っていくたいと考えております。

以上で、9款「教育費」の審査を終了しました。

続いて11款公債費及び12款予備費については特段の質疑もなく審査を終了いたしました。

続いて、「歳入」の審査を行いました。

質◇ 資料の教育課の3ページで、大学進学奨学金の滞納分が結構な金額でありまして、その回収率が7%ということで、今後こういった形でこれを回収していくのか見通しを教えてください。そして13ページの、学校給食滞納者のところで、かれこれ5年分、5年前のが残っています。これをこういった形で回収するのか教えてください。

答◇ 給食費の関係です。給食費については年々滞納が増えてきておりまして、それに対してこちらとしてもどうしていくべきか検討してきましたが、今年9月に串本町学校給食費滞納整理等事務処理要綱を作りまして、それによってまずは督促状からはじめて、督促状で入ってこなければ催告書を送ると。催告書を送って何らかの反応があれば納付誓約を取って行って、計画的に納めていただくという形を取っていきます。それでも何ら反応がない場合は、訴訟手続移行予告通知書を出して、訴訟に入っていきますよという予告をします。それでも反応がない場合は法的措置ということで、それに当たっては議会の議決を得ながらしていくことになるかと思うんですが、そういう形で厳しくやっていくような体制を取りました。

今後これによって、今、督促状を出したとこまでの段階なんですけども、それでも少し反応は出てきていまして、これまで電話も何もなかった方から電話が来て、1か月分ずつ、少しずつ、古い分からでも納めていきたいという反応もあったりします。これを進めることによって滞納整理が進んでいくんじゃないかと思って今は進めているところです。

それと、奨学金ですけども、奨学金に関しては、現在、返還対象者は146人おりまして、そのうち滞納者が25人となっています。このうち毎月納めていただいたり、半年に1回、年に1回ということで納付書で納めていただく方が9人、そして11人は毎月分納で、口座振替でしています。そのほか3人は県外におられますので、県外へ郵便振込票を送りまして、郵便局で払っていただける形で計画納付をして

いただいています。そのほか2人の方は所在不明で文書等を送っても宛先不明になってきておりました、そういう方については調査中というところです。

この25人以外のところはきっちり計画的に納めていただいているわけですが、こういう方たちへの対策もこれからというか、これまでもずっと課題として上がってきていたわけですが、このことも給食費の滞納と併せて、給食費で作ったような滞納整理の要綱を作って、給食費と同様な取組を進めていきたいと考えているところです。

質◇ 今後の見通しとして地方交付金のところ、これは歳入の一般会計の1ページから13ページまでの話をしているんですけども、地方交付金はたしか人口によって上下するという認識でおるんですけども、今後、串本町は基本計画では人口がどんどん減ってくるといった中で地方交付税も年々減ってくるものと思います。その減ってくる中で、町民の方も減るんでしょうけども、観光の部分といたしますか、町税もそうですけども、町の収入を上げる見通しをぜひ聞かせていただきたいと思えます。

今回コロナ関連で入湯税が相当減っているといった中で、アフターコロナを考えると、今後この入湯税は上がってくるのかなと思えますし、ロケット云々で観光客がどんどん増えてくると考えたときに、どの辺の部分で町の収入を上げる努力をしているのか。地方交付税が減った部分の補える計画を持っているのかというのを聞きたいと、思っています。

答◇ 町税をはじめ町の財政運営の見通しということでございますけども、まず町税の見通しにつきましては、本当に10年、20年前では考えられない話なんですけども、上昇傾向にあります。町税は、対前年でいくと増えつつあるという状況であります。

さらに、令和4年度からには、例えば橋杭のマリオットホテルとかスペースワン社、山林部分がかなり造成もされておりますので、地目の見直しも税務課で行っておりますし、建屋等も建っておりますので、その辺の家屋評価、その分も固定資産税として反映されてきますので、その辺りは町の安定した税収ということで、固定資産税の増も見込まれるということでもあります。

普通交付税についてでありますけども、令和2年度はかなり増えておりました。その関係で今回、かなりの繰入れなり、財政調整基金への戻しもさせていただいたわけなんですけども。

質◇ 21款の雑入をどう増やすかとか。トルコの入館料金とかあの辺を増やすしかないかなと思うんですけども、その辺の見通しを聞かせていただければと思います。

答◇ 観光の面で、コロナ禍の後、どういった形で収入を増やしていくのかという質問だったと思うんですけども、トルコ記念館という話が出ました。

今、コロナ禍で対前年度比というふうには、なかなかこれははかることはできないんですけども、令和元年度におきまして、元年度から2年度の対前年度比で

いきますと67.5%になっております。これは映画があつたり前の記念式典があつたときと比べるとかなりの数が減ってきているんですけども、その中でも令和元年度では収益が760万円、2年度では516万円となっているんですけども、今後コロナの第5波が収束していった中ではいろんなツアーがあるというふうにも伺っておりますので。トルコ記念館を含めて檜野崎の辺りもツアーがやってくるのではないかと考えておりますので、今後、増収を見込んでいきたいと思っております。

また、どういった形で収入を増やしていくんなどという話の中で、例えばコロナ禍の中、今からツアー等が始まるという話があるんですけども、指定管理されている道の駅、水門まつりとかの施設に関しましてもコロナ禍でかなり減収になっておりますので、ここの増収を見込んだ中で町へ納めてもらう費用が増えるのではないかと考えております。

質◇ 決算書の中では48ページで説明していただいておりますけれども、その部分に対して参考資料として頂いている部分の、資料として9ページの部分でも企画課で作っていただいているんですけども、その辺をもうちょっと詳しく。このスパンの中で、令和3年度から令和8年度ぐらいですか、もっとあればいいんですけど、その間の部分で町債はいろいろ据え置きがあつたりして償還の部分はたぶん変動されると思うんで、その中でピークの部分があつて、こうやなという部分があれば、その辺深く教えていただければと思いますけれども。

答◇ 町債の見通しについてということでございますけれども、確かに令和2年度につきましては、約14億円の町債でありましたけれども、過去にも14億円を超えているような時代もございます。私たちのような地方の自治体は国からの交付税あるいは、何か事業をする際には起債を借り入れていかないと事業ができないということが実態でございます。

ただ、その14億円がずっと続くのかということでございますけれども、これから大型事業が、この後も認定こども園、また統合小学校と続いていきますが、庁舎の建設の分の借入れにつきましても起債の据え置きが5年で、償還が30年ということでもありますけれども、据え置きがあるということは起債の償還が始まるころがかなり上がってくるのかなと考えております。ですから、そういったものもきちりシミュレーション、見通しを立てながら財政運営をしていく必要があるのかなと考えております。

今の財政部局での見通しの中では、やはり起債の償還が始まる令和8年から9年、そのぐらいががっつんと来るのかなと考えておりますので。ただ、これまでやってきた大型事業で起債の償還が終わっていくものもございます。そういったものも十分加味しながら財政担当者は日々いろんなシミュレーションを行っているところでございますけれども、要は大型事業、そのほかの事業でいかに借入れを抑えていくかという気持ちも大事なのかなと考えております。

質◇ 23ページ、24ページ辺りなんですけれども、317万円、314万円辺りの不納欠損を打っております。15ページの税の徴収に当たっても不納欠損を幾つか打っている

んですけれども、当然今までにもらうべきお金を破棄というか、権利を放棄したという形になっていきますので、この辺につきましては少し反省しながら、過去の徴収のやり方等々反省しながら今後へ進めているのか、まずお聞きしたいと思います。

答◇ 税の不納欠損につきましては、法律に基づいて対応しています。5年間納めてもらえんと時効の完成した人、あとはどうしようもなしに不納欠損へかけなあかん人に対しては、法律に基づいてさせてもろうてます。時効を迎える人というのは年間でかなりおるんですけれども、その間は滞納処分もさせていただく中で極力納めていただくような方向でしています。

質◇ 39ページにも、財産の収入の不納欠損を打っているんですけれども、ここに記載されておりますように滞納繰越分というところも、全体を通してちらほら見受けられます。滞納繰越分が今後、不納欠損に変わっていかないかというところを心配するところでもあります。その辺の対策もどのようにされておるか、お聞きしたい。

答◇ 滞納繰越分については、今後、不納欠損につながっていくと違うかという部分はあるんですけれども、全てそうならないようにいろんな滞納処分を考えながら、時効の管理もしながら日々業務を進めていますので、そうなる部分も若干あるとは思いますが、うちはできる限り県と、それから回収機構とも連携しながら、ちゃんとできることはしていくという方向でしていますので、すみません、よろしくをお願いします。

質◇ 総務課資料の15ページ、土地貸付の滞納者の一覧を作っていたいておるんですけれども、3番目に、行政不満を理由に滞納と。明らかにこの説明だけでは、ごね得じゃないですか。行政に不満だから払わないって。その辺のいきさつはどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

答◇ 債権の内容につきましては、町有地の上に建設した倉庫に係る土地の占用料です。

平成24年度に使用料の未納のお知らせを送付したところ、相手方より話がしたいという連絡がありました。それを受けまして当時の担当者が自宅を訪問し、占用料の納付についてお願いをしたところ、過去の役場の事業に対する不満についてのお話がありました。ご本人の行政不満は複数ございます。一番古いもので、当時でも29年ほど経過しておりました。当時の担当者も事実関係を調査したんですけれども、29年もたっておるということで詳細は分かりませんでしたけれども、その中でも何度も賃借料の納付についてお願いをいたしましたがお話にに応じていただけなかったということでございます。

なお、倉庫は平成26年度に撤去されておりますので、資料にありますとおり、平成23年度から25年度までの3年分が今現在残っておるということになっております。また、ご本人は昨年お亡くなりになっておられまして、現在、相続関係の調査を行って今後の対応を検討してまいりたいと考えております。

以上で、「歳入」の審査を終了しました。

「財産に関する調書」の審査については、特段の質疑もなく審査を終了しました。

以上で、歳入、歳出の審査を全て終了したことを報告いたします。
本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第 95 号 令和 2 年度串本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

質◇ 7ページをお願いします。督促手数料3万1,200円と安いんですけども、当初の予算より3倍に。1万円が3万幾らになっております。これから見えてくるものといえば滞納者というか、なかなか期限までに納めてくれない方が多いのかなと思うんですけど、その辺の実態はどのようになっておるのでしょうか。

答◇ 後期高齢者医療の督促手数料の件ですけれども、督促を出す件数につきましては、昨年度の令和元年度と比べて、件数については少し減ってきておりますが、納付につきましては、かなりの納付をいただいたといいますか、納付期限までには納めていないんですけども、督促によって納めていただいたりとか滞納処分によって徴収した金額が多かったということだと思います。

質◇ 心配するのは、督促が多いということは、後期高齢者に直接行くものであるから、納付期限を忘れてしまうということも高齢者に至ってはあるのではないかなと思うところがあるんですけども、その辺、もしあるようでしたら納付期限をしっかりと分かるように相手に伝えていくことも必要ではないかなと思いました。これから見えてくるものとして思いましたので、その辺はないのでしょうか。分からぬでしょうか。

答◇ 納期限のお知らせなんですけれども、最初に納入告知をする際には、納期限が一覧で入ってはいるんですけども、委員がおっしゃるようにお年寄りということもあって、交渉の中で納め忘れていたよという方も結構おられます。

うちがやっている対策としては、現時点では、町の広報誌に、毎月来る納期限はこれとこれです、ということでお知らせとして載せてはいるんですけども、それ以降の施策につきましてはまだ何も手はつけられていないような状況ですので、今後検討していきたいと思えます。

質◇ 7ページ、8ページ、全体的なことなんですけれども、町負担金が一般会計から3億8,000万円強の金額が出ていると。今後、串本町が高齢化になってくる中で、どれぐらいの推移で、例えば2年前とか、何%ぐらいずつ上がってきていて、来年の見通しは何%ぐらい上がっているのかがあれば教えてください。

答◇ 年間の推移は把握していないんですけども、確かに医療費は年々上がってまいります。ほかには、高度な医療が発達してくるとともに1件の医療費の単価が上がってきてしまうという要因もございますので、仕方のない、後期高齢者の方にはそこは我慢せずに受診はきっちりしていただきたいと思っておりますが、上昇傾向がございます。

以上で審査を終わり、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第 96 号 令和 2 年度串本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の審査
について報告いたします。

質◇ 2 ページに、不納欠損と未収入が載っております。不納欠損のほうで 488 万 8,000 円、未収入で 5,231 万 8,000 円程度。不納欠損にした理由と未収入がこれだけあるという額を踏まえて、来年の徴収の在り方等々の取組姿勢を聞いていきたい。この額を押さえての今後の考え方をお聞きしたいと思います。

答◇ 不納欠損488万円ほどでございますが、国民健康保険税につきまして、まずこの内訳なんですけれども、議会資料として提出しております10ページをご確認いただけますか。

令和2年度不納欠損処理者の税目別、原因別の明細ということで、各税について内訳を書いております。上段が個人の税等に関するものでございまして、中ほどちょっと右寄りに国民健康保険税の欄がございます。

まず不納欠損3年経過といいますのは、例えば財産がないとか生活に困窮している場合は滞納処分の執行停止を行っております。その後、財産の調査や生活状況の調査をするんですけれども、3年間変わりが無い方につきましては、債権は消滅することとなっております。この分が12名で、327万円ほどございました。

中段ですけれども、即時消滅といいますのは、財産がない方が対象なんですけれども、その後、例えば死亡して相続人がないであるとか相続放棄をしているとか、確実に取れないということで、当該年度に消滅させる債権がございます。それが3名で126万円ほどありました。

3段目ですけれども、これは単純時効といまして、財産調査や交渉はもちろん行っているんですけれども、その中でも時効が5年間で完成となりますので、時効が完成してしまった案件があったということで、対象者7名で、35万5,000円ほどでございます。

また、同じ税務課資料の3ページと4ページをご確認いただきたいんですけれども、国民健康保険税の収納状況を書いております。一番下に徴収率が各年載っているんですけれども、少しずつではございますが、毎年徴収率を少しずつ上げてきております。極端に上げることはできてないんですけれども、こつこつ滞納処分に取り組みまして、現年につきましては、平成25年で94.58%のところを令和2年度では97.75%まで、滞納繰越分につきましては平成25年度18.71%のところを令和2年度では28.90%まで上げてきてございます。今後も引き続き滞納者の状況を把握しながら、状況に沿った分納の提案をしつつ滞納整理に取り組んでいきたいと考えてございます。

質◇ 4ページが一番上の全加入者と医療費の推移というところと、2ページ、3ページ、6ページのレセプト点数を見てみると、単純に人口が減ってきているので、医療費の部分も下がってきているのか。先ほど言っていたように1人当たりの医療費は上がっているというのは分析されていますけれども、6ページの令和2年度に関しては、前年度と比較すると、やはりマイナス部分があると。これはただ単に

コロナの影響で病院控えがあつてこれだけ落ちたのか、75歳以下の方が物すごく健康になってきて病院控えが出てきているのか、行かんでもいいようになってきているのか。それとも本当に病院へ行くお金がなくて行ってないのかを、どう分析されているのか教えてください。

答◇ 6ページに記載しているように、前年度との比較で点数がかなり減っている部分があります。コロナが若干の原因ではあるのかなとは分析しておるんですけども、ただ、健康になったかとかいう部分については、まだ詳細まで取れてない部分ではございます。

前年度はこの数字のとおり下がっているんですけども、今年度になってまたちょっとずつ上がってきている部分も見られますので、今後も推移について注視しながらいきたいと考えております。

以上で審査を終わり、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第 97 号 令和 2 年度串本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

質◇ 37 ページの、5 目 19 節の扶助費。この扶助費の家族介護用品の支給事業についての実態と、その辺の説明をしていただけたらと思います。

答◇ これは特に要介護4から5、または常時失禁の要介護者に紙おむつまたは尿取りパッドを支給する事業であります。受給者は、現在268名となっております。

質◇ 歳入の17ページの中段の配食サービス利用負担金があります。それと歳出の37ページの備考で、12節委託料、配食サービス事業委託料6, 600万円、先ほど細かい説明をされていたと思いますけれども、その中で僕がちょっと気になるのが、健常者の方と、糖尿病とか疾患を持っている方の中で何とかこういう形で予算が増えているということも聞いているんですけども、糖尿病だったら具体的には食べられんメニューも、特別メニューみたいなものがあつて、きめ細やかなサービスをやっているのか、やってないのかを一つお聞きしたいと思います。

答◇ 特別なメニューをやっているのかということですけども、この事業は串本町社会福祉協議会と串本福祉会、にしき園へ委託しているわけですけども、特ににしき園では療養食ということで、100 円高いんですけども、軟らかい食事というんですか、そういう弁当もお届けしている状況です。

質◇ 37ページの中段より下の委託料、地域生活支援コーディネーター業務委託料ですけども、田原地区で実施されたということですけど、今のお話を聞いているとすごく大事な施策だと思うので、これを今後、串本町の全地区へ設置といいますか、用意するといいますか、する予定はないのか聞かせてください。

答◇ 地域生活支援コーディネーター業務について、全地区へ広めていく必要があるのではないのかということだろうと思うんです。

昨年度は、特に田原地区に入っていました。コロナ禍の影響もあって、全面的に詳しくはできなかつた部分もあるんですけども、最終的には全地区へ広げていきたいと私どもは計画しております。

質◇ 資料の6ページ、介護給付費準備基金の状況というところで、取崩しと残高が載っていますけども、残高については大体どれぐらいが適正かと考えていらっしゃいますか。

答◇ 準備基金の状況について問われました。令和2年度末で1億5,900万円であります。準備基金は持つておくほど運営がやりやすいということでもあります。これが適正なのかどうかは難しいところでもありますけれども、特に来年度からは、くしもと町立病院が介護医療院を開設するというのをうたわれていますので、病床数が分からないんですけども、その費用で数千万円要ってくるでしょうから、持つておくほどいいという認識はしていますけど。

質◇ 資料で、介護給付費準備基金ということで10ページに書いていまして、これが3年に1回の見直しということ。僕は実務的には全く分からないんですけど、3年に1回見直しますという形になると思いますけれども、この部分についての過去の実績、要は3年間の、3年前ということは平成27年、28年、29年度の基金準備金の残高の推移とか、それとちょっと出ていましたように、くしもと町立病院の関係で、見直しとしてどういう形なのか、もうちょっと先ほどより詳しく、できれば教えていただければと思います。

答◇ 令和2年度は1億5,900万円あります。特に令和2年度は施設サービス費が伸びたため、歳出が増えて、準備基金が若干減っております。

過去の準備基金の状況でございますが、今持っている手元の資料では、平成30年度、令和元年度、令和2年度の状況であります。この資料のとおりでございます。それ以前の資料については、今は持つておりませんが、持つております。

これからこの準備基金をどうするのかということには、先ほどご説明したように、くしもと町立病院で介護医療院が開設されます。その病床数によっては数千万円の単位が1億円になるかも分かりません。そこらもありますので、準備基金は減っていくであろうと。それでやりくりしながら、介護事業会計を運営していきたいと思っております。

以上で審査を終わり、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第98号 令和2年度串本町下水道事業特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

質◇ 冒頭にも5ページの説明があったとおり、繰越しが778万9,267円と、黒字ということで本当に頼もしいんですけども、こども園が今、建設中ですけども、これから統合小学校であるとかサンゴ台のほうの下水道整備とか、また、修繕もかかってくるかと思うんですけども、その辺の財源について必要になってくると思いますが、どのような計画になったあるのか気になりましたので、お願いいたします。

答◇ 下水道の区域がございまして、現在のところはサンゴ台の住宅、くしもと町立病院を含めこの庁舎までというエリアで考えております。したがって、この先のこども園であったり、また統合小学校はその区域から外れて、流入もしがたいもので、そちらは単独の浄化槽なりで対応するような計画で考えております。将来的な予想のインターチェンジの関係のサービスエリアで、休憩施設につきましても、まだそこはエリアに含めるかどうか、ポンプ圧送をかけなあかん部分が出てきますので。病院の辺りが一番勾配が高く、下水道というのは自然流下を基本的にしておりますもので、その辺の圧送をその位置まで持っていく費用も考えた中で、これからの検討課題にはなるかと思うんですけど、今のところはこちらも単独のほうで考えているといった状況です。

質◇ 資料的には去年の資料なんで入ってないんですけど、昨年より1,563万円よりもうちょっとぐらいかな、歳入が増えているんですけど、その事由説明を分かれば教えていただきたいと思えます。

答◇ 新庁舎の受益者負担金が接続する年だけ付加されます。ですから、歳入の893万7,130円というのは令和2年度だけでありまして、令和3年度以降は入ってこない。ただ使用料しか入ってこないという状況です。ですから、この部分で歳入が増えているのではと考えております。

以上で審査を終わり、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第 99 号 令和 2 年度串本町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

質◇ 未収入金が8億7,000万円何がし残っております。前の年よりも2,654万円回収できて減になってきているという方向も先ほど説明していただいたんですけども、来期からの取組、8億7,000万円まだ未収入があるという部分について、今後の取組についてお聞きしたいと思います。

答◇ 8億7,000万円余りの未収金です。これやという、打つ手は特になんですけども、これまでどおり、こつこつと進めていくということと、回収管理組合と協力しながら法的措置にも踏み込んでいながら未済額を減らしていきたいと考えております。

質◇ 法的措置を取るなら早い目に法的措置を取れる物件についてはやっぴいかん
と、時効であつたり絡んできますんで。法的措置という言葉が出ましたんで、そ
れを取っぴいかなら積極的に早く取っぴいいただきたいと思うんですけども、その
辺はいかがでしょうか。

答◇ 組合のほうでも債権ごとに精査しながら、法的措置が取れるもの、難しいもの
という区分けをしながら今、取り組んでいるところです。法的措置が取れるもの
については、積極的にやっぴいきたいと考えております。

質◇ 8億7,000万円、何人の方が借りているか、その人数だけ。何物件というんです
か、8億7,000万円になっているという未回収の物件数を総数でいいですので、教
えてください。

答◇ 令和2年度末で8億7,000万円余りということなんですけども、新築・改修・宅
地取得合わせて200件となっております。

質◇ 管理組合の部分で気になるのは、負担金がかかなり大きくなっているということ
の中で、今後、感覚的にいえば回収も下がってくるという形と負担金の割合とか
の中で、さらに収支バランスが悪くなってくる可能性もあるんじゃないかなとか
思っているんですけども、その辺の部分はどうなんでしょうか。感覚的なもので
も結構ですけど。

答◇ 収入額は年々下がってくる予想です。今年度もそうですけども、負担金と収入
額を差し引きしたらマイナスになっております。この傾向は今後続いていくとい
うことで、逆転していくということなんですけども、組合に加入していることで
国の補助金等も得られている部分があります。なので、その辺を見極めながら進
めていきたいと考えております。

質◇ 法的措置の中で時効の援用ということになった場合には、不納の部分で、専門
用語はちょっと分からないですけど、僕の感覚でいえば、償却できるような体制
の部分は。滞納の中で、要は管理事務停止という部分の考え方はどうなんでしょ
うか。

答◇ 時効を援用されたら債権は消滅してしまいますんで、不納欠損ということにな
ってしまいます。そういう形にならんように組合のほうでも、少額ではあるん
ですけども、徴収しながら時効を停止するような形に努力しているところです。

質◇ 少額で、年間1か月で1,000円とかで債権があつた場合の取組というか不納の部
分は、町から積極的に対応する。時効が援用されたら時効で終わりということに
なるんやけども、その辺の判断が非常に難しいと思うけれども、事務の効率化も
含めて、ある意味、その分やることはやっぴいもらわなあかんけれども、やっ
つた後の処理について、どう対応していくんかなと。8億7,200万円もある中で
気になる場所ですね。ずっと置いといても、そのまま1,000円とかをずっと管理組合へ

お願いしていくのか、それともこんなは回収できやんから町のほうへ戻ってくるのか、その辺があると思うんですけど。

答◇ 組合の中に審査会がありまして、平成30年度から組合のほうで回収不能とか回収困難やと判断された債権については、順次町のほうへ戻されてきております。令和2年度末までで30件、1億円余りになっていますので、そのうち県の補助金を得るために債権放棄した債権が6件ありまして、そういう中で整理しておるところであります。

質◇ 資料の2ページにあります回収管理組合が設立して12年たっているということで、12年間の、今の現状をざっくりで構わないんで、回収金額と町の損失が分かれば教えていただければと思います。

答◇ 平成21年度から令和2年度まででの収納の合計が2億9,400万円余りとなっております。それに対して組合の負担金が、令和2年度末の合計で2億2,400万円余りということで、現状は若干収納のほうが多くなっているところですが、先ほども言いましたように、今後、収入額が減ってくるんで、そこは逆転してくる予測であります。

以上で審査を終わり、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第100号 令和2年度串本町串本財産区特別会計歳入歳出決算の審査について

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第101号 令和2年度串本町潮岬財産区特別会計歳入歳出決算の審査について

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第102号 令和2年度串本町出雲財産区特別会計歳入歳出決算の審査について

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ **議案第103号 令和2年度串本町田並財産区特別会計歳入歳出決算の審査について**

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ **議案第104号 令和2年度串本町和深財産区特別会計歳入歳出決算の審査について**

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ **議案第105号 令和2年度串本町古座地区財産区特別会計歳入歳出決算の審査について**

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ **議案第106号 令和2年度串本町西向地区財産区特別会計歳入歳出決算の審査について**

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ **議案第107号 令和2年度串本町田原地区財産区特別会計歳入歳出決算の審査について**

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第108号 令和2年度串本町病院事業会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

質◇ 今回は7,700万円の増を出したけれども、外来収益についてはコロナ禍の影響を受けて、7.66%ぐらいは減したという報告を受けたんですけれども、コロナ禍も収まってきそうな気配であります。さらなる期待をしてもよろしいでしょうか。今回はコロナ禍の中、外来収益が減る中でこの金額ということなので、さらなる期待をしてしまいますので、その辺の見通しが分かれば1点お願いしたい。

答◇ 外来収益のほうです。決算委員会資料1ページをご覧くださいと思うんですけれども、令和2年度につきましては、資料の一番下、外来患者数につきまして10.6%、5,937人の減となっております。この影響で外来収益については3,790万円と大きく減少したんですけれども、10.6%の患者数減に対して外来収益については7.66%の減少ということで、こちらは管理者就任以降取り組んでおります施設基準の引上げの効果で、診療単価が8,800円から9,133円と300円程度増収となった影響もございます。

外来患者数につきましては、令和2年度は10%以上の減となったんですけれども、令和3年度に入りまして患者さんにじわじわと戻ってきていただいておりますので、8月までの実績ですけれども、前年度比で3.4%増となっておりますので、令和3年度は令和2年度以上の増収が見込まれるところです。

質◇ 2ページに建設改良費を3,848万円から補正を4,812万2,000円打ちまして、8,660万2,000円で事業を行っております。倍以上の補正を打ったんですけれども、この内容はどういう意図で。この建設は何を行って予算を倍まで上げたのかという、その辺についての説明をお願いしたいと思います。

答◇ 建設改良費が大幅に増となった要因ですけれども、決算委員会資料7ページに内訳を載せておりまして、まず病棟でコロナ陽性患者様を受入れするための陰圧ユニット設置工事236万5,000円、ほかにもコロナ対策補助金、国と県から100%の補助が入りましたので、コロナ対策に係る備品購入費を補正予算で議決いただきまして、購入し、8,600万円ほどの実績を上げております。ほぼ100%の補助金ですので、病院の自己負担なしで整備を行うことができます。

質◇ 資料3ページの令和元年度から令和2年度に対して給与面で約1,000万円減という形になってはいますが、この内容は決算の部分で書いてもらっているように、退職者が減した990万円がなかったから減ったんであって、職員の給料を下げたということではないですね。その確認をさせてください。

答◇ 給与費なんですけれども、職員数については令和元年度より令和2年度のほうが若干増えておりまして、給料・手当部分については増えておるんですけれども、おっしゃられましたように、退職給付費用が減ということで、その影響で給与費全体としては減となっております。退職手当負担金が、令和元年度まで17%だっ

たのが率が下がりましたして15%に減ったということも減少の要因となっております。ですので、給与を減額したということではございません。

質◇ コロナ対策で病床を空けたことですか、補助金で9,000万円ほど入っていると思います。本当に単純な話なんですけども、引くとマイナスになっちゃうのかなという。そんな単純なものでもないと思うんですが、今はまだコロナ禍が続いている状況で、流れがアフターコロナになっていく部分があると思うんですが、このコロナ補助金の見通しはどうなんでしょうか。教えてください。

答◇ 補助金があって黒字という部分なんですけれども、9,000万円増えております補助金を使いまして、備品購入費とか、先ほど申し上げました備品とか个人防护具とかを買った費用が2,000万円ございます。それ以外に発熱外来を設置したり、病床確保していることに対して頂いた補助金が7,000万円ほどありまして、実質補助金として収支を差引きして収入だけ増えた部分でいきますと、7,000万円になってきます。その7,000万円がもしなかったとしても今回黒字が7,700万円ということで、補助金を除いても若干の黒字計上であったかと考えています。

令和3年度につきましても同じ補助金を頂ける見込みなので、令和3年度につきましても令和2年度以上の黒字が見込めると考えております。

以上で審査を終わり、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第109号 令和2年度串本町水道事業特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

質◇ 資料の3ページ、取水地の移設基本計画の執行額が空欄で、令和3年に繰り越しとなっていますけど、この説明をお願いします。

答◇ 取水地の移設基本計画についてです。これは令和3年度に、今現在、月野瀬地区で取水井戸を削井する事業を行っております。

質◇ 資料4ページの下から7行目ぐらいに、佐部水源地の非常用発電機設置工事ですが、設計額から支出額の残りを繰り越しするということなんですけども、こういった理由なのかなと思いました。

答◇ 佐部水源地非常用発電機設置工事について、これは当初、工事での設計をしておりました。ところが発電機については備品であるということから、物品の購入ということで町内業者に発注、見積もりを出したところ、この程度で行えるということで、その990万円を今年度に繰り越しして、事業を終わっております。

質◇ 工事なんですけど、令和元年と比較したら件数がかなり増えているように思うんです。そういった要因を教えてくださいなと思います。

答◇ 工事が増えてきたというのは、施設の老朽化が多くなってきます。新古田浄水場が一番新しいんですけど、できてからもう12年。そろそろ部品交換をせなあかるところが結構出てきています。それが多くなった理由の主なものです。

質◇ 修理工事については、当然埋設管の管理とかポンプの取換えとか老朽管もあって、維持管理がこれから大変かなと思うんですけど、課長、この辺今後工事予定とか、それに伴う財源の確保とかどういうふうに考えておられるんですか。

答◇ 工事予定は、できるだけ長く使っていくというのが基本になっていくかと思うんですけど、耐用年数が過ぎたものでも使用によって使えるというのが、水道でも何でもそうなんですけども、そうやって使っていくことになるかなと思います。財源のほうは、今まだ6億ちょいほどあるんですけども、これから段々厳しくなってくるのが実情だと思います。今のところ値上げをせんでも何とかやっていきやるんで、できるだけ町民の皆さんに負担がかからんように、少しでも経費節約できるようなことがあればやっていくように考えております。

質◇ アスベストの入った土管が、我が町に配管工事全体の中の何%ぐらいまだ残っているよという部分があれば、予算云々もありますけども、すぐに改修していくのが本来だと思いますけれども、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

答◇ アスベストの管、石綿管ですけども、まだ3千数百メートル残っております。うちの配水管、送水管の総合計が220キロメートルぐらいなんで、計算していただいたら分かるんですけども。

アスベストは当然、一番古い管になるんですね。そのときの管は破れやすいのが現実で、ぼきっと折れたら、スパッと切ったみたいに折れる配管なんで、弱い。健康上の被害とかも心配されるかと思うんですけども、厚生労働省が発表しているのでは、飲み水として配管を通ってきた分に関しては心配するほど溶け出すことはないという見解が出ております。

質◇ 防災の観点からも絡めて、石綿の入った管の改修についてはもう一度予算づけのときに参考にして考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

答◇ 石綿管については、今年度で予算を取って更新計画を。古座のほうの一番太い150ミリの管を改修する予定で、今、年次計画的なものを組んでおります。それを出して、補助金を活用して配管を更新していきたいということでやっております。

質◇ 資料の3ページから4ページにかけての工事一覧の件で、随意契約があるので、特にそこは必要であればやぶさかではないんですが、大阪の会社ですとか他県の会社が見受けられます。これはやっぱり串本町内の業者では無理なことなんでしょうか、教えてください。

答◇ 工事のほうなんですけども、見ていただいたら町外の事業者がかなり多いのが実情でございます。何で町外が多いのかという話なんですけども、町内の工事店でやっている部分については配管が主なものです。町外でやっている部分につい

ては電気系統とか制御盤とか町内業者でできないというのが実情でございます。

町外業者に来ていただいた場合にもできるだけ、町内業者のできる場所は下請でも何でも使うてやらせたってくれということで、向こうにはちゃんと連絡してやっておりますが、やれんところがどうしても出てくるということでございます。

質◇ 18ページ、19ページの費用、給料のところなんですけども、確認したいのが、職員の給料に関しては、給料、手当等、賞与引当金繰入額、法定福利費、法定福利費引当金繰入額、ここまでが一応給与に係る費用と考えたらよろしいんでしょうか。

答◇ 人件費は給料と手当等、そして賞与引当金繰入額、法定福利費、法定福利費引当金繰入額、の以上となっております。

質◇ 原水及び浄水費のところと配水及び給水費のところなんですけども、手当のところ、予算額はほぼ480万円ということで、手当というのは僕の意識では住宅手当とか扶養手当とか、賞与以外の部分やと思うんですが、その部分で予算額で月20万円ぐらい予算を取ってはると。現実でいってもほぼ100万円減になったと言っていますけども、16万円ぐらい。そして配水のほうの方に至ってはさらに予算額が高くて、手当だけで19万円ほどついていると。すみません、これは、中身はどんな具合になっているんですか。

答◇ ご質問のあった手当の中に、この差が出てくるのが、この中に超過勤務手当がありまして、その費用によって、費の中でもいろいろあるんです。

原水及び浄水で言わせてもらいますと、副課長と課員職員になっていまして、ご指摘のあった配水及び給水の場合は職員2人という感じになっていまして、しかも配水のほうは、もし水道管が破れたら真っ先に行くような職員が入っていまして、その分予算とかでも手当を余分にとっているといえますか、何かあったときのために多めに取っているのがありまして、それでこういった金額になっているような次第でございます。

以上で審査を終わり、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

《田嶋町長への総括質疑》

町長への総括質疑については、令和3年10月20日（水）一般会計の歳入及び財産に関する調書の審査後、一般会計・特別会計の決算内容等を参考に、下記の項目について質疑を行うことに決定いたしました。

- 1 古座川町斎場運営費等負担金と火葬場の今後のあり方について
- 2 古座消防署の高台移転と古座川消防業務受託事業について
- 3 税収を増やす方法と、滞納者への対応について
- 4 磯根漁場再生事業の見直しについて
(効果の期待できるところへ変更できないか)
- 5 町内全体の公衆トイレの改修及び廃止について
- 6 アフターコロナを見据えた今後の取り組み（経済対策等）について

【町長説明】

1 古座川町斎場運営費等負担金と火葬場の今後のあり方について

火葬場につきましては、もう長い、いろいろな経過がありました。少しだけ、今までの経過のお話をさせていただけたらなと思うんですけども。

串本町の火葬場というのは大変老朽化をしてきておると。串本の今、稼働しておる火葬場は築69年たってきておるといことでありますから、大変老朽化しておると。そして古座の火葬場に関しましては、もう休止せざるを得ない状況になって休止をしたということになっております。

串本町も議会におきましてでも、自前の火葬場を持つべきではないかと。串本町のあの火葬場もいつまで持つか分からないというようなご質問もありましたので、我々もいろいろと考えました。当時考えたのは2か所ありまして、1つは高富の奥、もう1つはコメリの線路を渡った、ちょっと奥に入っていたところがありまして。これはいろいろな方からご提案をいただきまして、私も両方とも現地を見に行ったところであったんですけども。

道の問題とか予算の問題とかで断念をして、最終、古座川町にお願いをせざるを得ないというようなことがあって、いろいろな経過の中で、今、負担金も決められておりますけれども、そういったことも含めて決めていただく中で、どうにか使わせていただいておりますという経過になっております。

たぶん委員の皆さん方のご質問の中で、これからもあの施設を今のような形で、今の負担金をもって利用させてもらうのか、それとも一定、自前の施設をこの際造るべきではないかというようなご質問をいただいたんではないかと思っております。我々もできるならばそういった形を取りたいということで、かねがね思っておりますけれども。

これは緊急防災・減災事業債が使えないのかということで、財政で調べていただきましたら、集会所のように例えば災害が起こってそこにみんなが逃げ込むというような施設であるならば、緊急防災・減災事業債が使えるわけですけども、こう

いった施設に関しましては、いくら高台に移転することになったとしても、そのお金は使えないということのようでありますので、もしやるのであれば、過疎債を使っていくことになるのかなと思います。一部、合併特例債も少しは残っておりますので、その辺も少しはここに入れることはできるのかなとは思いますが、慎重に考えなければならないということでもあります。

そして今現在、いきなり、もううちでやりますわ、ということで決定をしてということにはなかなかかなりにくいと思います。もしこれを現実、もう町でやっていると、議会と当局が方向・考え方も一致するならば、財政計画の中にちゃんと折り込んで、そして丁寧に古座川町にも説明をして、うちはもう単独でいきます、というような形の筋を通さなければならないのではないかなと思っておるところで、この辺は議会の皆さん方にも今後、あまり時間がございませんのでなるべく早い段階で協議をさせていただきたいと思っておりますので、その辺よろしくお願いを申し上げたいと思います。

2 古座消防署の高台移転と古座川消防業務受託事業について

古座消防署におきましても、昭和56年、築40年がたってきておるという大変老朽化してきた施設であります。

古座署における課題ですけれども、津波の浸水区域に入っているということでもあります。こういった状況、そしてまた土砂災害の警戒区域であると、平成12年に指定をされてしまったという状況であります。

耐震診断に関しましては、耐震診断をするにあたりまして何百万円というお金がかかりますので、現時点では行っていないということです。

耐震補強をするのであれば、これはもう高台に上げていくしかないと考えております。

じゃあ、高台に上げていくにはどこの場所があるのかということで、現時点におきましては上野山の一部、よかろうと思われるところがありますという報告を消防長からも聞いておりました。今、これで財政計画も立てていない中で、すぐに、じゃあ、やりましょうということにはなりにくいんですけれども、そこに建てるにあたって、できるだけまずはコンパクトな消防署にしてくれと。そして、そこへ行く道がないのであれば、その道を造ったときには幾らかかるのかといったところを全部試算してくれということで、消防長のほうに今、話を戻しておりました。消防では内部で検討しておるとおるところであります。

金額に関しましては、まだ全然上がってきておりませんが、今、オリンピック需要の関係もありまして本当に分かりにくい数字の出し方をしなければならぬような状況がありますので、そういった数字が出てきてでも皆さん方に慎重にお示しをしていきたいなど。

そして消防に関しても高台移転するにあたりまして、どの時点でしていくのか。今、我々が考えておる認定こども園を建設中で、令和5年1月1日に完成をし、そしてその後、統合小学校も今、事業が動いております。これプラス火葬場、消防ということになってきますので、起債の返済のことを考えるとどのバランスが一番いいの

かとか、こういったことも含めて十分に協議をさせていただけたらなと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

そして消防の分担金の見直しの部分です。これは議会の全員協議会のほうでも副町長からも説明をさせていただいておるかと思っておりますけれども、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

3 税金を増やす方法と、滞納者への対応について

税金に関しましては、町を運営していくには税金がなければ町は運営をしていけないということで、ちょっとでも税金を増やしていきたいという努力を今後とも続けていきたいと考えておるところです。

今回コロナ禍ということで、どれだけの影響が税収に響いてくるのかと心配をしておりましたところ、事業者間で営業が落ちたところと、逆に上がったところもあるのでしょうか、総体的にはそれほど収入が変わっていないというのが正直なところなんですけれども、しかし、なかなか厳しい状況が続いてきておるのは現状であります。

これからは、企業誘致一つするだけでも固定資産税に始まり、そこで働く方々の税収とか事業税とか、やはり町にはお金が入ってきますので、これからロケットというような事業もスタートしてきますから、ここに関係した中で企業誘致にも力を入れて、税収を増やしていく、雇用の場を増やしていくことが求められているのではないかと考えております。

そして一つ、プラス材料になるかと思うんですけれども、ふるさとのまちづくり応援寄附金です。いつかはモンベルの形で、どっとお金が入りました。しかし、あのシステムは駄目だということで総務省から示されまして、うちはモンベルとの流れはやめた。一気に寄附金が落ち込んだという状況がありましたけれども、最近におきましては委託業者を変更したり、サイト数や返礼商品の増加に努めるということで、いろいろなところへお声がけをさせていただく中で、今、この流れが少し変わってきました。

担当課長に聞きますと、前年度、前々年度辺りでは、今の時点では800万円、900万円ぐらいの寄附金でふるさと納税のお金であったようですけれども、あくまでも推測ですけれども、1億円を超えるぐらいのお金が1年間で頂けるのではないかと大きく期待をしておるところであります。

それともう一つ、企業版のふるさと納税ということで、串本へ企業として寄附をいただくところを探してくれる事業者と契約をいたしましたので、ここらも大口を見つけてくれたら大変うれしいなと思っておりますので、企業誘致をはじめふるさと納税、企業版ふるさと納税といったところにも一層力を入れていきたいと思っております。

それと、税金と申しますと必ず滞納という大きな問題が出てくるわけでありまして。今、税務課の職員におきまして、未納者の方とお会いをして、返納と申しますような納税しやすいような形はどのような形でしょうかという、一気にお支払いいただ

くのが難しいのであったら分納でお支払いをいただきたいというような丁寧な取組をさせていただいておるところであります。

ちゃんとした計画どおりにしていただけないといった方々におきましては、これは納税のバランスを欠くということでもありますので、預貯金等を調べさせていただきまして、滞納者の方の貯金、財産等を押さえっていくというのを、今やっておる状況であります。それでも悪質な、また金額の大きいところに関しましては和歌山地方税回収機構に移管して、回収してくれということをお願いをしておるところであります。

納税者の方々の納税意識が落ちないように、そしてまたバランスが崩れるようなことのないように税金の徴収をはじめ納税に対してお願いをし、そして最終的にはそれを無視される方には強い姿勢で挑んでいきたいと思っておるところであります。

4 磯根漁場再生事業の見直しについて

(効果の期待できるところへ変更できないか)

磯根漁場再生事業につきましては、以前から議論をいただいております。それだけの成果が上がっていないんじゃないかと。もうやめるべきではないかというようなお話をいただいておりますけれども、ある意味やめるのは簡単なんですけれども、現実問題としてトコブシとかテングサとか。ヒジキはまたちょっと違いますけれども、そこに対応するような状況のものを作って、磯焼けを解消していかなければならないというふうに我々は考えておるところであります。

9月1日にも農林水産部の水産局長、水産振興課長、漁場の整備班長が来られまして、県としてでもぜひとも補助金を出すからやってほしいと。しかし今までのような種苗では駄目だから、新しいものに変えようということで、話し合いをしたところでもあります。

高水温になったときに、今の種苗ではみんな死んでしまうという、定着しないということが分かってきましたので、これを変えようということで今、検討しておるところであります。専門企業にゆだねるという考え方で。そして、漁業組合とも話し合いをさせていただきました。漁業組合におきましては、それはうちも協力すると。たぶん漁業組合は今回一部お金を出してくれるんじゃないかなと思っておるところでもありますけれども。

少し予算は減額、縮小させてもらうことになるかも知れませんが、高水温でも生きていける種苗があるのであればチャレンジしてみようということで話をしたところでもあります。

ヒジキに関しましては45万円というお金を出させていただいておりますけれども、これも急激にやめたということにはなかなかかなりにくいので、地元の方々とまた話し合いも今後していかなければならないんじゃないかと思っておるところであります。

5 町内全体の公衆トイレの改修及び廃止について

串本町は観光地ということもありまして、産業課が管轄しているトイレだけでも25か所あります。ほかを入れていくと30を超えてくる。これに関しましては、くみ取りからはじまり大変な維持管理が必要になってくる。今、現存するトイレをいかに清潔に管理していくかということが現実問題として大事なのかなと我々思っておるところであります。

そして、古くなったトイレをあのまま残しておくのかというようなお話も出たと聞いておりまして、そこで私が資料として頂いておるのは、出雲港にある公衆便所と、もう一つは棧橋の公衆便所についてお話が出たようにお聞きをいたしました。これについて今どんな利用で、どんな形になっておるのかを担当課にも即座に調べていただきました。

漁業組合のほうで全部調べていただいたわけなんですけれども、まず出雲のほうに関しましては、誰が利用しているのかというと、漁業関係者と併せて渡船の利用者、観光客といった方々があの施設を利用しておるということでありました。便所自体の設置は当時町が行いまして、くみ取り料等に関しましては渡船組合が全て負担して、管理をしておるということでありました。決してきれいな施設ではないわけなんですけれども、利用者の状況とかいろいろ聞きますと、なかなか撤去ということは難しいのかなと感じたところでもあります。

併せて棧橋の公衆便所に関しましても調べてみました。漁業組合にいろいろとお聞きをし、調査をしていただきましたけれども、やはり漁業者、それと渡船業者、この2者があの施設を使っておるということのようであります。維持管理につきましては、どのようになっておるかといいますと、やはり一番お金がかかっているのが清掃料です。1, 287円掛ける313回ということで、44万3, 114円というお金が清掃料。汚いですが、常にこういう形で清掃はしておるという状況であります。

それとプラスして、花火のときには4回、別に3万9, 168円というお金を支出しておりまして、結局年間あの棧橋にある公衆トイレを維持するに当たりましては47万8, 983円という、50万弱のお金をあそこへ入れて、あのトイレを維持管理しておるということになっております。

あの施設を新しくというのも、お金がかかりまして、壊すにしても今言いましたように、渡船業者組合とか漁業者の方々が使われておるということでもありますんで、一気に壊すということもなかなかできないので、少しこれに関しましては検討していく余地があるんじゃないかと思っておるところであります。

そして、田子駅と有田駅のトイレ改修につきましては、平成16年に県及びJR西日本、紀勢本線連絡協議会が行った3者協定によりまして、公衆トイレとして活用しておりますが、現状の利用状況が非常に少ない状況で、現在、JR電車にはトイレが完備されている状況になってきています。今、新型がやっと走り出しましたけれども、あれにはトイレが全てついておりますので、駅のトイレを使う回数は少なくなってしまうという状況です。

有田駅トイレにつきましては、国道側に令和元年度に熊野古道関係の補助金にて新しく公衆トイレができたことから、有田区との協議を行って廃止について現在検討をしたいと考えておるところであります。

田子駅トイレにつきましては、トイレと駅舎が一体となっていることから、簡易水洗等の改修工事を行うことができないことや、利用率も少ないことから区との協議を行って廃止について検討を進めていきたいと考えておるところであります。

6 アフターコロナを見据えた今後の取り組み（経済対策等）について

最後に、アフターコロナを見据えた今後の取組（経済対策等）についてというところであります。

新型コロナウイルス感染症に係る経済対策としては、これまでに次の事業を実施してまいりました。

最初の事業は、令和2年度の小規模事業等支援給付金事業です。この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により経営状況が悪化する事業者の事業継続を支援する目的で、主として店舗や事業所の家賃補助を実施したものであります。新型コロナウイルス感染症の影響が広がりを見せ始めた時期に対応できるよう、様々な形態や業種の事業者に対し、広く支援を行ったものであります。

続いて、農林漁業者支援事業を実施いたしました。この事業は、店舗を持たないと想定される農林漁業者を対象に設定し、事業の継続に必要な物資や燃料代等に充てることができるクーポン券を配布したものであります。

以上の2つの事業により、国が定める産業分類における、ほぼ全ての業種を対象に支援が行えたものと考えております。

その後、さらなる経済対策といたしまして、生活支援商品券事業を実施いたしました。この事業は、名称からは町民の生活や経済面を支援する制度のようにも考えられますが、商品券を使用できる加盟事業者の売り上げにつながるものであり、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う自粛ムードによる消費の落ち込み等に対する起爆剤としても大変有効なものであったと認識をしておるところであります。

このような結果、町民や事業者からの反響も大きく、現在進行中のもので3回目となっており、現在もこれまでと同様に好評をいただいております。

また、今月からは新型コロナウイルス感染症対策支援補助事業も実施しております。この事業は、町民や当町にお越しいただいた方々に安心して店舗を利用していただけのように、事業者の感染症対策費用に対し、幅広く補助金を交付する事業となっております。

以上のように、経済対策として事業者の立場だけに目を向けるのではなく、町民の視点も踏まえた事業を展開してまいったところでもあります。

新型コロナウイルス感染症の情勢については、ワクチン接種も進んできている中ではありますが、年末にかけてもまた第6波と呼ばれる流行を予測する見解もあり、まだまだ予断を許さない状況であります。これからも新型コロナウイルス感染対策には十分町も力を入れながら、そしてまた国からもいろいろなコロナに対するメニューが出てきましたら、そういった交付金等も利用して、町民の皆さん方が安心して

ていただけるような事業を今後とも考えていきたいと思っておるところであります。

以上、町長の説明のあと質疑を行いました。

質◇ 古座川町との火葬場、斎場の運営負担金と消防の業務受託事業。

火葬場に至っては、しっかり串本町で造って、いいものを造るにはお金がかかります。造るときは大きなものを造ったほうがいいと思います。

ただ、やはり古座川町との今後の対応の仕方といいますか、その辺のところを大きくかじを切ってもいいんじゃないかと思えますけども、いろいろ筋立てなあかんものもあるとおっしゃっていますんで、今後の推移を見ていきたいと思えますが、一つの意見があったと感じてもらえればと。お願いいたします。

答◇ せんだって決算審査特別委員会でどんな議論が一番強く出たのかということで、担当の課長からも聞くと、この火葬場に対して数人の委員さんたちが、やはり新しく造っていくべきではないのかというご意見も多々あったというふうにお聞きいたしましたので、町としてでもいろいろと前向きな形で協議を。でも、慎重にしなければならないのは、頭を下げ込んでお願いをした相手、古座川町が現実としてあるわけですから、ここらはちゃんと筋を通しながらやらんと、何やそれという話になってしまいますんで、そこらは慎重に考えていきたいと思っております。

質◇ 1番の古座川町の斎場について。これにつきましては、7～8年前からこちらからお話をさせてほしいという話をしている経過もあると思います。

その中で先ほどの2か所ほど検討したんだというお話もあり、古座川町と共同でし尿処理場をやっていますから、あそこの処理場は環境整備に大変整備したんで、県からの補助金も、その設備に対してあるんだというところも検討したことがあると聞いていますんで。相当時間を費やしてやっています。それに対して今現在、進んでいるところがどの地点であるか。8年たって、この地点だったら話を一度締めましょうということは、こちらからかけた話ですからもちろん筋を通してもっていかなあかんところではありますけれども、そのようにしてでも、もう8年と今現在の経過を見ると、進んでいないと言われても仕方がない状況ではないのかと思います。

過去のいきさつで、いろいろと古座川町の条件で、今、2炉ありますけども、3炉目を建設してみたらどうなという、災害時に人が増えたら焼けんようになるという。補助金をもらっとるやつまで割に加えようとかと、いろいろと条件があった中であまりにも進んでいないと。だから一度ここで話を終わらせてもらいたいというような筋を立てて持っていくのも一つの方法であると思えますんで、そこを視野に入れて考えていかななくてはならないと思うんです。そうなれば新しく建設という話になってくるんですけれども。

答◇ 私が一番ベストであると当初考えていたのは、古座川町の斎場は今、2炉ですけども、あれを串本町のお金をもって1炉増やして3炉にして、串本と古座の斎場も火葬場も全部なくしてしまうと。そして、ごみとし尿と同じように2町衛生施設事務組合で管理をしていくのが当初はベストであると考えておったところです。お互いに人口も減ってくる中で新たにそういった立派なものを造っていくのは時代に逆行しているのではないかということもありましたので、そういう提案も古座川町にはさせていただきますけれども、そういうのは考えていないということで却下されたところでありました。

何せこの議論を勝手に内々に進めるわけにはいかないのです、これを進めるとするならば古座川町にはっきりと、こういう考え方を今持っておるといようなことを示した中での議論を進めていかなければならないんじゃないかと思っておるところです。

質◇ 2つ目の古座消防署の高台移転と古座川町消防業務受託事業なんですけど、業務受託費、お金なんですけども。私は消防で長くおったんでよく分かるんですけども、目に見えないところがたくさんあります。目に見えているところの委託料は頂いているんですけども、やはり一つの現場をこなすには、細かくは避けまされども、本当に目に見えないところがたくさんあるんです。

救命士を養成する一つにしても、串本町ですずっとやってきたわけなんです。私 のときにそこは少し変えようということで、古座で養成するということに変えた なんですけども、そういったところを考えると、今ずっと議論していただいている 火葬場との、串本町と古座川町とのやり取りの中で古座消防署の委託料、そこに しわ寄せが来たのかなと大変残念に思っております。

そこで古座消防署の高台移転なんですけど、先ほど町長からも説明していただ いたんですけども、確かにこども園、統合小学校、そして火葬場とずっと続いて くると思うんですけども、被災のことも当然あるんですけど、現在の古座消防署 を建てたときは、古座川町と古座町で五分ということで、今までの分担金と同じ なんですけども、50%、建物の費用は折半で建ちました。当然今回も古座消防署 の建設となったときにはそれ相応の負担をしていただけたらと思いますんで、うち の単独事業よりも少し楽かなと。また、緊急防災・減災事業債も使えるだろうし、 その辺も踏まえて、またぜひ検討をよろしく願いいたします。

答弁は、結構です。

質◇ 磯根漁場に関しましても、実はこれを去年も質問した中で、副町長から、どう しても令和元年から3年度の実績を検証して、その成果で継続するかを判断する という答弁を頂いております。今のお話を聞いていると、それは白紙になって、 新しい高水温に対応する処置をして、これも県と連携していくと思いますけども、 企業と組んでやるという考えでよろしいのでしょうか。そこを確認させてくださ い。

答◇ 磯根に関しましては、3年の状況を見て、やるかやらないかを決めると、これは議会でもはっきり申し上げてきたところなんですけれども、県と話をすると、3年で調査をして、4年目で集計して、5年目で結果を出すと、いうことになっております。じゃあ、あと2年待たなあかんのかと。そら、話が違うやろということで僕らも言わせていただきました。でも、こういうものは結果が出たのですぐに出るんじゃないかと、集計という1年があつて、もう1年後にまとまった1冊のものが出てくるんだというようなことであります。

今現状におきまして、串本海中公園は、この事業から撤退したいと言われてきております。そういった中で、漁業組合においてはやっぱりやってほしいという思いがあります。ちょっとお金を出してもいいと言い出してくれました。漁業組合にも協力してもらって、そして懸念するような、藻場を植えてでも生えるか生えないか分からんような状況のものではなくて、本当に耐水性の種苗の専門の企業に委託をしてやってもらうという。そういう仕組みをごろっと変えてやってみるというのがいいのかなと思っております。金額は少し減らさせてもらいたいなと、今、検討しておるところであります。

質◇ トイレなんですけども、本当に数が多いというところでも経費もかかるというのは十二分に分かるんですが、串本町の方向性として、観光というところは今後外せない、または大きくしていかなければならない、串本町の成長戦略の柱やと思っております。その中で、リピーターを呼ぶためには串本町はこのトイレもきれいだよという部分で、全部を新しくしてくれというのではなしに、和式なら洋式に替える、洋式だけのやつだったらウォシュレットをつけるとか、そういった細かい部分でも替えることが、訪れる方をもてなすという町の姿勢というのも評価してもらえないかと思っております。そこら辺も含めて考えていただければと思います。出雲と棧橋もご意見を伺って分かりましたし、串本まつりのときは、あそこが一番使うんであろうという話も納得しましたけども、ならばもうちょっときれいにしてもいいんと違うかなと思っております。それも含めてお考えください。

答◇ やはり町の一つの顔というのはトイレであるかなと思っておりますし、観光地へ行ったときにトイレがきれいか、きれいじゃないかで、その町のイメージがごろっと違ってくるというのがあります。

先ほど言いましたように、串本町はトイレの数が本当に多くて、管理費、くみ取り料だけでもいっかどお金がかかっておるわけでありましてけれども、やはり観光地を目指す限り、そしてまた今回ロケットという大きな観光客が来ていただけるような仕組みができるわけでありましてから、今よりも予算をつけて、まずはきれいにしていくというのを頭へ置いて、来年度予算組みを考えたいなと思っております。

質◇ 税金を増やす方法として、この間も質問の中に南紀串本観光協会と、古座町と串本町の、設立して合併していくのに非常に苦労したということも聞いておりました、その中でどうしても観光業を。

観光客を誘致するという中で南紀串本観光協会の役割というのが一番重要になってくるのかなと思っておるんですけども、その辺の、あくまでも収入の部分とか支出の部分があって、数字的なものだけなんですけども、ほかに創意を工夫して、もっと積極的に広報とか、やり方を今後考えておられるのかどうかというのを町長にお聞きしたいなと思っております。

答◇ そういった意味では税金を増やす、企業誘致をする、今、最大のチャンスのかきを迎えておるのではないかと考えています。

以前も議会で申し上げたかと思えますけれども、大江戸温泉物語を誘致するだけでも、入湯料だけでも当時3,000万円ぐらい一気に増えてまいりましたし、そのお金を持って観光協会の補助金を増やすこともできたという経過もありました。今回、「広報くしもと」11月号の町長コラムにも少し書かせていただいておりますけれども、大江戸温泉物語とは具体的には書いてないですけど、一つの企業を誘致することによって、串本町の水道使用料が、串本町に360軒の家ができた分の水道を使ってもらって助かっているということを書いているんですけども。

一つの企業が来ることによって、それだけの、直接的にはあまり目に見えないですけども、本当に大きな恩恵があるということでもあります。ふだん何もないうちに串本町に来てくださいよということ誘致をしようとしてでも来てくれるのも難しいかと思うんですけども、今、最大のチャンスを迎えておるかと思えますので、税収入を増やすということを念頭に置いて、企業さんたちにも今まで以上に働きかけをしていきたいと思っております。

以上で、町長への総括質疑は、終了いたしました。

決算審査特別委員会へ付託された、議案第94号 令和2年度串本町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第109号 令和2年度串本町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、16件の審査の経過並びに結果であります。

よろしくご決定の程をお願い申し上げます、決算審査特別委員会の報告を終わります。